

手入ニ關シ心得ヘキ諸件ニ就キテノ説明  
左ノ如シ

一、被服ニ就テ

1. 絨衣袴ハ

(イ) 靜カニ上方ヨリ下方ニ向ヒ刷毛ニテ塵ヲ拂フコト

(ロ) 棒ノ類ニテ輕ク叩タキ塵ヲ拂フコト

(ハ) 泥土ノ附着シタルトキハ乾カシテ靜カニ揉ムコト

2. 外套ニ就テハ前項ニ準スルノ外能ク日光ニ乾シテ濕氣ヲ去ルコトニ注意スルコト

3. 夏衣袴、襦袢、袴下等ハ時々洗濯ヲシテ清潔ニ保持スルコト

4. 脚絆ハ絨片ノモノハ絨衣袴ニ準シ麻ノモノハ洗濯ヲナシ不潔ニナラサル様注意スルコト

5. 釦鈕ハ常ニ

1. 青錆ヲ生セシメサルコト

2. 糸ノ緩ルミテ取レカ、リタル儘ニシ置カサルコト  
ニ注意スルコト

6. 被服ニ隊號姓名等ノ消エテ不明ニナリタルトキハ更ニ記入ヲ爲シ明瞭ナラシメ決シテ打チ捨テ置カサルコト

7. 破損ノ個所ヲ生セシトキハ

(イ) 小ナル内ニ必ス自ラ修理ヲ爲シ置クコト

(ロ) 大ナル破損ノ個所ハ直チニ修理ヲ申シ立テ決シテ放任シ置カサルコト

(ハ) 修理ニ使用スル糸ハ必ス其ノ物品ノ色ニ適應シタルモノヲ使用スルコト

8. 日光ニテ乾燥スルコト

二、寢具ニ就テ

1. 蒲團毛布ノ類ハ少クトモ一週間ニ一回位ハ晴天ノ日ヲ選ミテ之レヲ乾燥シ能ク塵ヲ拂ツテ置クコト



2. 包布、敷布、枕覆、ノ類ハ不潔ニナラサル様屢々洗濯ヲナシ置クコト
  3. 包布内ニ入ル、毛布ハ支給セラレタル内ノ最モ良キモノヲ用ユルコト
  4. 寢臺ハ塵ヲ拂ヒ蒲團毛布ト共ニ日光ニテ乾燥スルコト
- 三、靴ニ就テ
1. 常ニ能ク泥土ヲ掃除スルコト
  2. 油ヲ塗り刷毛ニテ磨キ置クコト
  3. 油支給ノ程度ハ
    - (イ) 少ナキニ過クレハ硬クナリ足ヲ痛メ革質ヲ悪シクシ
    - (ロ) 大キニ過クレハ軟クナリ過キテ質ヲ弱クシ
 其ノ保存ヲ害スルヲ以テ注意スルコト
  4. 新古品ハ注意シテ交互ニ之レヲ穿キ何時行軍アリテモ差支ナキ様ニ爲シ置クコト

5. 破損セシモノハ直チニ修理ヲナシ置クコト
4. 水筒ハ能ク洗ヒ後水氣ノ無キ様ニ乾燥シ置クコト
5. 雜囊、背囊、飯盒其ノ他凡テノ物品ハ皆不潔ニナラサル如クニ注意スルコト
6. 附屬セル革具ノ類ハ適度ニ油ヲ塗り刷毛ニテ適度ニ摩擦シテ入レ置クコト
7. 金具類ハ凡テ錆ノ生セサル如クニ注意スルコト
8. 諸物品ヲ破損紛失又ハ竊取セラレタルトキハ直チニ其ノ事由ヲ届ケ出ツルコト

### 第三十五章 劍術用具ノ保存手入法ニ就テ

### 第二百五十九問題 劍術用具ナル意義ニ就テノ説明

劍術用具トハ劍術演習ニ使用スル所ノ用具ノ總稱ニシテ

- 一、防具
- 二、擊突具



等ヲ云フ

### 第二百六十問題 防具ニ就キテノ説明

防具トハ左ノ三種ニ區別ス

- 一、軍刀術用防具
  - 二、銃劍術用防具
  - 三、軍刀銃劍兼用防具
- 而シテ

- 一、軍刀術用防具トハ面、胴、胸當及右甲手、左甲手
- 二、銃劍術用防具トハ面、胴、肩、左甲手及指袋
- 三、軍刀銃劍兼用防具トハ面、胴、胸當、肩、右甲手、左甲手及指袋

等トス

### 第二百六十一問題 擊突具ニ就キテノ説明

擊突具トハ

- 一、斬擊刺突用ノ竹刀
- 二、刺突用ノ木銃

トヲ云フ

### 第二百六十二問題 劍術用具ノ手入ニ關シ一般ニ亘リ

顧慮スヘキ事項ニ就テノ説明

左ノ如シ

- 一、劍術用具ハ其ノ取扱ヲ鄭重ニスルト共ニ手入法ヲ完全ニ施行スルニ非ラサレハ
  - 1. 其ノ保存期限ヲ短縮セシメ
  - 2. 其ノ破損ヲ容易ニシ
 不利少ナカラサルヲ以テ注意スルコト
- 二、劍術用具ノ手入ヲ等閑ニスルトキハ前項ノ外不慮ノ危害ヲ招クコトアルヲ以テ
  - 1. 演習ノ前後ニハ必ラス検査ヲ行フコト
  - 2. 修理ヲ要スルモノハ直チニ行フコト
  - 3. 乾燥又ハ洗濯ヲ要スルモノハ其ノ方法ヲ講スルコト
 等ニ注意スルコト



三、劍術用具ハ

一九八

1. 大修理ヲ要スルモノハ商人ニ命シテ之レヲ修理セシムルコト
2. (イ)破綻セントスルモノ (ロ)破損セントスルモノ  
ニシテ兵卒ニ於テ修理ヲ爲シ得ルモノハ直チニ之レカ修理ヲ行ハシムルコト
3. 汗除及頤蒲團等ハ之ヲ洗濯スルコト
4. 演習後ニアリテハ  
(イ)汗染ミタルモノハ直チニ乾燥法ヲ講シ  
(ロ)同時ニ修理ヲ要スルト否トヲ區分シ其ノ修理スヘキモノハ直チニ修理ヲナス  
等ノ處置ヲ怠タラサルコト

第二百六十三問題

演習用具ノ検査上面ニ就キ特ニ注

意スヘキ諸件ノ説明

面ニ於テハ

- 一、面鐵ニ錆ヲ生セシメサルコト
- 二、内垂、前垂、止革及紐止革ヲ完全ナラシムルコト
- 三、紐附革及面紐ヲ完全ナラシムルコト
- 四、汗除及頤蒲團ヲ清潔ナラシムルコト  
等トス

第二百六十四問題

演習用具ノ検査上胴ニ就キテ特ニ

注意ヲ要スル諸件ノ説明

胴ニ於テハ

- 一、胸ノ乳及四ヶ乳ハ完全ナラシムルコト
- 二、垂ハ確實ニ縫着シアルコト
- 三、胴ノ紐通シ革ヲ完全ナラシムルコト  
等トス

第二百六十五問題

演習用具ノ検査上肩ニ就キテ特ニ

注意ヲ要スル諸件ノ説明



肩ニ於テハ

- 一、其ノ肩ノ前後ニ於ケル控革ノ乳
  - 二、脇下ノ結革
  - 三、臂ノ綴絲
- ヲ完全ナラシムルコトトス

### 第二百六十六問題 演習用具ノ検査上甲手ニ就キテ特

ニ注意スヘキ諸件ノ説明

甲手ニ於テハ

- 一、頭及瘤ニ填充セル獸毛ハ十分ナルコト
- 二、綴絲ハ完ナラシムルコト
- 三、手ノ内ハ

- 1. 破損シ
- 2. 硬固シ

アラサルコト

等トス

### 第二百六十七問題 演習用具ノ検査ニ亘リ竹刀若シク

ハ木銃ニ就キテ特ニ注意ヲ要スル諸件ノ説明

左ノ如シ

一、竹刀ハ要スレハ

- 1. 弦及中結革ヲ改束スルコト
- 2. 各竹片ヲ検査シ裂損シアルモノハ全部若クハ一部ヲ交換スルコト

二、木銃ハ眞直ナルヲ要ス故ニ若シ彎曲セルモノアルトキハ矯木ヲ用ヒテ之レヲ矯正シ其ノ甚ダシキモノハ他ノモノト交換スルコト

### 第二百六十八問題 乾燥手入ニ就キテノ説明

乾燥手入ハ能ク其ノ材料ヲ整ヘ構造法ヲ辨ヘテ之レヲ施行セサレハ乾燥ノ爲メ却リテ

- 一、保存期限ヲ短縮シ
- 二、所要ノ形狀ヲ失ハシメ



三、柔軟ヲ要スルモノヲシテ硬質ニ變セシメ

以テ害ヲ生スルコトアルヲ以テ注意スルヲ必要トス而シテ

一、面ノ内部ノ濕潤セルモノハ該部ヲ日光ニ直射セシメ乾燥スルハ消毒上利益アルモノトス又面ノ内部ノ不潔ナルモノヲ洗濯スルニハ

1. 刷毛ヲ水中ニ浸シ置クコト

2. 能ク水ヲ切りテ面ノ内部ヲ摺ルコト

3. 斯クシテ内部ノ不潔物ヲ刷毛中ニ吸ヒ取ラシメ之レヲ水中ニテ洗フコト

4. 又再ヒ之ヲ切りテ前回ノ如ク行フコト

5. 此ノ如クスルコト數回ニシテ之ヲ直チニ日光ニテ乾燥スルコト

又水分ヲ著シク含マサル濕雜巾ニテ面ノ内部ヲ拭ヒ取り雜巾ヲ水中ニテ洗ヒ此ノ如ク數回之レヲ行ヒテ直チニ日光ニ乾スモ又

一法ナリトス

二、胸及肩ニ就テハ

1. 消毒ノ必要ヲ認メタルトキ

2. 特ニ乾燥セシムルノ必要ヲ認メタルトキ

等特別ノ場合ヲ除クノ外ハ日光ニ直射セシメサルヲ良トス而シテ之レヲ日光ニテ乾燥スルトキハ敷物ノ上ニ置キ地上ノ濕氣ヲ含マシメサルコトニ注意スルヲ緊要トス抑モ胸及肩ノ上部ハ皮革ニテ製スルヲ以テ若シ之レヲ日光ニ直射セシメ乾燥セシムルトキハ皮革ハ乾燥ノ爲メ油分ヲ蒸散シ革質ニ變化ヲ來タシ軟カナラシムルノミナラス所要ノ形體ヲ失スルニ至ルモノトス又竹胴ニアリテハ竹ト竹トノ縫着部ノ鞣革ヲシテ脆カラシムル等其ノ保存期限ヲ短縮セシムルニ至ルモノトス

三、手甲ハ

1. 手ノ内汗染ミタルトキハ十分伸長セシメ然ル後之レヲ蔭乾ニ



スルコト

2. 若シ濕潤甚タシキトキハ僅少時間日光ニテ乾カシ未タ全ク乾燥セサル前ニ於テ之レヲ蔭乾ニ移スコト
3. 手ノ内革ハ若干濕潤セルモノヲ蔭乾ニスルモ漸次ニ革質ノ硬固ヲ來スモノナリ若シ多少ノ皺ト雖モ其ノ儘放置スルトキハ直チニ皺癢トナリ之レカ爲メ掌中ニ水泡腫ヲ生スルコトアルヲ以テ多少濕氣ヲ含ミ伸張容易ナルニ當タリ十分之レヲ伸張シ然ル後蔭乾ニスルヲ可トス若シ日光ニ直射セシメ乾燥スルトキハ直チニ硬質ニ變シ保存モ不良ニ至ルコトアルヲ以テ注意ヲスルコト
4. 濕潤著シキモノヲ其ノ儘蔭乾ニスルトキハ容易ニ乾燥セス翌日ニ至ルモ尙ホ乾燥セサルコトアリテ之レカ爲メ革質腐蝕シ却テ保存期ヲ短縮スルコトアルヲ以テ注意ヲ要スルコト
5. 手ノ内革縮ミタルトキハ之レヲ伸張スルコト

二〇四

## 第二百六十九問題

消毒手入ニ就キテノ説明

消毒法手入ニハ

- 一、日光消毒  
トノ二法アリ而シテ
- 一、日光消毒トハ日光ニ直射セシムルノ方法ニシテ
- 二、藥液瓦斯消毒トハ器械ヲ用ヒ藥液瓦斯ヲ放散セシムルコトヲ云フ

二、藥液瓦斯消毒

## 第三十六章

服裝規則ニ就テ

## 第二百七十問題

陸軍軍人ノ服裝ニ關スル區分ニ就キ

テノ説明

- 左ノ五種ニ區分スルモノトス
- 一、正裝
  - 二、禮裝
  - 三、通常禮裝
  - 四、軍裝
  - 五、略裝

第三十六章 服裝規則ニ就テ

二〇五



但シ第一號乃至第三號ハ將校同相當官、准士官ニ限ルモノトス

### 第二百七十一問題 正装ヲ爲ス場合ニ就キテノ説明

左ノ場合トス

一、三大節〔新年(四方拜、朝拜及新年宴會)紀元節、天長節〕

二、特ニ拜謁ノ爲メ參内スルトキ

三、賢所參拜ノトキ

四、靖國神社大祭日

(單獨參拜スルトキ)

五、陸軍始竝天長節觀兵式ノトキ

(式ヲ受クル者及陪觀者ニ限ル)

六、任官、叙位ノ辭令又ハ勳章拜受ノトキ

七、任官、叙位、叙勳御禮ノ爲メ參内スルトキ

八、任官、叙位、叙勳、補職、著任ノ爲メ申告スルトキ

九、命課布達式ノトキ

(布達セララル、者ニ限ル)

十、總代會葬ノトキ

十一、一般大禮服着用ノトキ

前項ノ外自家ノ賀儀葬祭ニモ正装ヲ爲スコトヲ得

### 第二百七十二問題

左ノ如シ

禮装ヲ爲スヘキ場合ニ就テノ説明

一、宮中若ハ皇族ノ晚餐ニ陪スルトキ

二、夜會其ノ他廉アル晚餐ニ列スルトキ

三、一般通常禮服着用ノトキ

前項ノ外親族ノ賀儀葬祭ニモ禮装ヲ爲スコトヲ得

### 第二百七十三問題

ノ説明

左ノ如シ

通常禮装ヲ爲スヘキ場合ニ就キテ

一、宮中若ハ皇族ノ午餐ニ陪スルトキ



- 二、觀櫻、觀菊等ノ御宴ニ陪スルトキ
  - 三、内謁見ノ爲メ參内スルトキ
  - 四、歳末御祝詞ノ爲メ參内スルトキ
  - 五、天機伺竝御禮（任官、叙位、叙勳御禮ノ爲メ參内スルトキヲ除ク）ノ爲メ參内スルトキ
  - 六、天覽ノ場所ニ參列スルトキ
  - 七、行幸、行啓等ノ場所ニ參集スルトキ
  - 八、特ニ上官ニ謁スルトキ
  - 九、伺候式ノトキ
  - 十、觀兵式陪觀ノトキ
  - 十一、（陸軍始竝天長節觀兵式ノトキ及機動演習後ノ觀兵式ヲ除ク）廉アル午餐、園遊會等ニ列スルトキ
  - 十二、一般通常服着用ノトキ
- 前項ノ外一般ノ賀儀葬祭ニモ通常禮裝ヲ爲スコトヲ得

## 第二百七十四問題

軍裝ヲ爲ス場合ニ就テノ説明

左ノ如シ

- 一、靖國神社大祭日（隊伍ヲ爲シテ參拜スルトキ）
- 二、觀兵式（陸軍始竝天長節觀兵式ノトキ及觀兵式陪觀ノ場合ヲ除ク）堵列、禮砲式又ハ儀仗服務ノトキ
- 三、命課布達式（布達者及布達セラル、者ノ部下軍隊ニ限ル）宣誓式、入隊式又ハ除隊式ノトキ
- 四、動員部隊ニ屬スルトキ
- 五、衛戍勤務ニ服スルトキ
- 六、秋季演習及廉アル演習ノトキ
- 七、風紀衛兵服務ノトキ
- 八、憲兵警察勤務ニ服スルトキ
- 九、軍法會議ニ列スルトキ
- 十、下士以下ニシテ將校ノ正裝、禮裝、通常禮裝ヲ爲ス場合ニ相



當スルトキ

### 第二百七十五問題

略装ヲ爲ス場合ニ就テノ説明  
略装ハ正装、禮装、通常禮装、軍装ニ該當セサル場合ニ之ヲ用フ  
ルモノトス

### 第二百七十六問題

守備又ハ特別ノ任務ニ由リ衛戍地  
外ニ駐屯スル部隊ニ屬スル者ニシテ正装、禮装及通  
常禮装ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之レヲ整フルヲ得サ  
ルトキノ服装ニ就テノ説明

一、正装及禮装ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之レヲ整フルコトヲ得サル  
トキハ通常禮装ヲ

二、通常禮装ヲ整フルコトヲ得サルトキハ軍装ヲ  
用ユルモノトス

### 第二百七十七問題

勳章及記章ノ佩用ニ就キテノ説明  
勳章及記章ノ佩用ハ左ノ諸項ニヨルモノトス

一、勳章及記章ハ正装、禮装、通常禮装及軍装ニ之ヲ佩用スルモ  
ノトス

但シ略装ニアリテモ軍装ニ準シ之ヲ佩用スルコトヲ得

二、菊花章頸飾及大綬ヲ以テ佩フル勳章ハ正装、禮装ニノミ佩用  
シ其ノ他ノ服装ニハ其ノ副章ノミヲ佩用スルモノトス

三、通常禮装及軍装ニ在リテハ時宜ニ依リ勳等ヲ表スル最上級ノ  
勳章及金鷄章又ハ其ノ一種（通常禮装ヲナス場合ノ第一號乃至  
第七號其ノ他勳等ヲ表示スル必要アル場合ニハ勳等ヲ表スル最  
上級ノ勳章）ノミヲ佩用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ記章ヲ  
佩用セサルモノトス

四、軍装ニ於テ勤務若ハ演習等ノ場合（廉アルトキヲ除ク）ニハ勳  
章記章ヲ佩用セサルコトヲ得

### 第二百七十八問題

手套ノ使用ニ關シ心得フヘキ事項  
ノ説明



左ノ如シ

一、將校同相當官、准士官ハ何レノ服裝ニ在リテモ白色革手袋ヲ用フルモノトス

但シ軍裝ニ於テ勤務若ハ演習等ノ場合（廉アルトキヲ除ク）及略裝ニ在リテハ

1. 燻、茶、茶褐色革製

2. 白、鼠、茶、茶褐色莫大小製

ノモノヲ用ユルコトヲ得

二、下士以下ニ在リテハ手袋ノ給與ヲ受クル者ト雖勤務演習其ノ他必要アル場合ノ外之ヲ用キサルモノトス

### 第二百七十九問題 外套ノ着用ニ關シ心得ヘキ事項ニ

就キテノ説明

外套ハ何レノ服裝ヲ論セス

- 一、雨雪ノトキ
- 二、防寒ノ爲メ

室外ニ於テ着用シ軍裝、略裝ニ在リテハ防寒ノ爲メ室内ニ於テモ亦之レヲ着用スルコトヲ得

但シ

一、儀式ノ場所ニ在リテハ雨雪ノトキ

二、上官ノ居室ニ在リテハ

- 1. 武裝シタルトキ
- 2. 許可ヲ得タルトキ

ノ外ハ之ヲ着用スルコトヲ得サルモノトス

### 第二百八十問題 見習士官、見習主計、見習醫官、見

習藥劑官、見習獸醫官ノ服裝ニ就テノ説明

刀ヲ衣ノ上ニ佩フルノ外將校同相當官ニ準スルモノトス

但シ正裝、禮裝及通常禮裝ノ場合ニハ軍裝ヲ用フルモノトス

### 第二百八十一問題 士官候補生（見習士官ヲ除ク）ノ服

裝ニ就キテノ説明

左ノ各號ニ依ルノ外各階級ニ應スル當該兵科ノ下士兵卒ニ準スル



モノトス

一、演習、勤務等ノ爲メ下士兵卒ト同一ノ服装ヲ爲スヘキ場合ヲ除クノ外手套ノ給與ヲ受クルト否トヲ問ハス莫大小製白色手套ヲ用ウルコトヲ得

二、徒歩單獨ノ場合ニ於テ外套ヲ携持スルニハ裏ヲ外ニシテ長ク疊ミ襟部ヲ内側ニスル如ク臂ニ懸クルヲ例トス

三、士官學校分遣中歩兵、砲兵、工兵科士官候補生ハ外出等ノ場合長靴ヲ、騎兵科士官候補生ハ校内ニ限り他兵科ト同式ノ袴ヲ用ユルコトヲ得

### 第二百八十二問題 主計候補生(見習主計ヲ除ク)ノ服装ニ就キテノ説明

主計候補生ノ服装ハ歩兵科士官候補生ニ準スルモノトス

### 第二百八十三問題 一年志願兵ノ服装ニ就テノ説明

一年志願兵ノ服装ハ各階級ニ應スル當該兵科ノ下士兵卒ニ準スルモノトス  
但シ主計生ハ計手、軍醫生、藥劑生ハ看護長(上等看護卒)獸醫生ハ蹄鐵工長ニ準ス

### 第三十七章 武装ノ着裝法ニ就テ

### 第二百八十四問題 武装ノ着裝法中帽子ニ關シ注意ス

ヘキ諸件ニ就キテノ説明

- 一、左右又ハ前後ニ曲ラヌ様ニスルコト
- 二、星章ヲ正シク正面ニ置クコト
- 三、顎紐ハ緩過キ硬過キルコトナク適度トシ尙紐ノ結束點ヲ正シク顎下ノ中央ニ在ラシムルコト
- 四、塵埃ノ附着シ居ラサルコトニ注意スルコト

### 第二百八十五問題 武装ノ着裝法中絨衣袴ニ關シ注意

第三十七章 武装ノ着裝法ニ就テ



スヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、衣及袴ノ釦鈕ノ線ヲ左右ニ歪メサルコト
- 二、皺ヲ生セシメサルコト
- 三、塵ヲ拂ヒ置クコト

**第二百八十六問題**

武裝ノ着裝法中下襟ニ關シ注意ス

ヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、清潔ニ洗濯シテ置クコト
- 二、折目ヲ正シクシテ置クコト
- 三、上衣ノ襟ヨリ適度(約二分位)ニ出シ置クコト
- 四、各所ニ皺ヲ生セシメサルコト

**第二百八十七問題**

武裝ノ着裝法中帶皮ニ關シ注意ス

ヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、締方ヲ緩ク又ハ硬キニ過キサラシムルコト
- 二、前後左右ニ對シ水平ニスルコト
- 三、銃劍ハ後口ニ廻ラヌ様ニ注意スルコト
- 四、前金ヲ體ノ中央釦鈕ノ線ニ一致セシメ第四ト第五釦鈕ノ間ニ置クコト
- 五、胴ノ皺ハ必ス之レヲ兩脇下ニ置クコト
- 六、絨衣袴ヲ着スルトキハ帶皮ト劍差革トノ間隙ニ劍ノ鈎革ヲ通シテ置クコト

**第二百八十八問題**

武裝ノ着裝法中靴ニ關シ注意スヘ

キ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、手入ヲ爲シ適度ニ塗油シ硬軟ニ過キサスル如ク注意スルコト
- 二、水ニテ洗ハサルコト



- 三、必ス紐ヲ締メ置クコト
- 四、踵ノ曲リタルハ靴傷ヲ生スル原因トナルヲ以テ決シテ一方ニ踏ミ曲ケサル様ニ注意スルコト
- 五、其ノ大ナルモノ及小ナルモノ共ニ靴傷ノ原因トナルヲ以テ適度(幾分力緩ミノアル位ヒ)ノモノヲ用ユルコト
- 六、其ノ中ニ塵埃砂等ノナキ様ニ注意スルコト

**第二百八十九問題 武装ノ着装法中靴下ニ關シ注意ス**

ヘキ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、洗濯シテ不潔ニシテ置カサルコト
- 二、皺ヲ生シタル儘穿タサルコト
- 三、穴ノ生シタル儘及甚タシク糸ニテ修理シタルモノヲ其ノ儘穿カサルコト

**第二百九十問題 武装ノ着装法中背囊ニ關シ注意スヘ**

キ諸件ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、手入ヲスルコト
- 二、背囊ヲ負フトキハ締革ノ餘ヲ内ノ方ヘ折リ返シテ置クコト
- 三、器具ヲ附ケタルトキハ若シ重量ヲ平均セサルトキハ疲勞ノ原因トナルヲ以テ其ノ重ミノ偏傾セサル様負革ニテ斟酌スルコト
- 四、背囊ノ釣革ハ
  - 1. 緩スキサルコト
  - 2. 張リススキサルコト
  - 3. 止メ釦鈕ヲ腋下ニ入レ過キ或ハ上ニ上ケ過キサルコト
  - ニ注意スルコト
- 五、背囊ニ外套ノ附ケ方ハ
  - 1. 蹄鐵狀ニシテ側面上端ニ於テ稍隅角ヲ爲ス様ニスルコト
  - 2. 背囊ノ下端ト外套トノ間ニ指二本位ノ間隙ヲ置ク様ニ附着スルコト



3. 時トシテ毛布ヲ併セテ附着スルトキハ毛布ヲ外套ノ外ニシテ合セ目ヲ向キ合スコト
4. 靴ヲ背囊ニ附クルトキハ右足ノ靴ハ左ニ左足ノ靴ハ右ニ固ク附着スルコト
- 但シ器具ヲ附ケタルトキハ兩足ノ靴共一方ニ附クルコト
5. 器具ハ何レノ品ニ依ラス動搖シ落失スルノ顧慮ナキ様固ク附クルコト
6. 飯盒ハ動搖ヲ來ササル様ニ附着スルコト

**第二百九十一問題 武裝ノ着裝法中水筒及雜囊ニ關シ**

注意スヘキ諸件ニ就キテノ説明

水筒及雜囊ハ左肩背囊負革ノ下ヨリ右脇下ニ掛ケ其ノ紐及革ハ帶革ノ下ニスルモノトス

**第二百九十二問題 武裝ノ着裝法中時計ヲ所持スルト**

但シ水筒ノ前革ハ帶皮ヨリ外レテ置クモノトス

キ必要ナル注意ニ就キテノ説明  
 時計ヲ携帯スルモノハ紐及屬具ノ外ニ出テサルコトニ注意スルヲ必要トス

**第三十八章 休暇規則ニ就テ**

**第二百九十三問題 休暇ノ種類ニ就テノ説明**

軍人ノ休暇ハ別ニ規定アル者ノ外之ヲ別チテ左ノ四トス

- 一、定例休暇
- 二、慰勞休暇
- 三、褒賞休暇
- 四、請願休暇

**第二百九十四問題 定例休暇ノ意義並ニ其ノ日數ニ就**

キテノ説明

定例休暇トハ毎年七月乃至九月（北海道及樺太ノ軍隊ハ一月乃至三月ノ間）（特別事情アルトキハ軍隊ニ在テハ十二月末日迄ノ間）ニ於テ將校同相當官准士官及下士ニ與フル休暇ヲ云フ



其ノ日數ハ

- 一、准士官以上ハ三週日以内
- 二、下士ニハ二週日以内

三三三

### 第二百九十五問題

慰勞休暇ノ意義ニ就キテノ説明

慰勞休暇トハ特別ノ任務ニ服シ其ノ勞多キ者ニ與フル休暇ヲ云フ

### 第二百九十六問題

褒賞休暇ノ意義及ヒ其ノ日數ニ就キテノ説明

褒賞休暇トハ營内居住下士兵卒ニシテ行狀方正、勤務勉勵ニシテ且學術技藝ニ熟達シ他人ノ模範トナルヘキ者ニ與フル休暇ヲ謂フ其日數ハ一月ニ一日トス

### 第二百九十七問題

請願休暇ノ意義ニ就キテノ説明

請願休暇トハ時期ニ拘ラス本人ノ請願ニ依リ許可スル休暇ヲ謂フ

### 第二百九十八問題

請願休暇ヲ許可スル場合及其ノ日數ニ就キテノ説明

其場合及日數左ノ如シ

- 一、下士兵卒ニアリテハ父母妻子ノ重病又ハ死亡ノ爲メ歸郷ヲ要スルトキ之ヲ許可ス其ノ日數ハ往復ヲ除キ十四日以内トス（戰時ハ補充隊下士兵卒ノ爲メ三日以内ト定メラル）但シ父母病氣ノトキハ願書ニ妻子重病又ハ死亡ノ爲メ歸郷ヲ要スル時ハ父母或ハ親戚ヨリ願書ヲ作り（重病ナルトキハ醫師ノ診斷ヲ添ヘ）市町村長ノ奥書證印ヲ受ケ本人ヨリ之ヲ所屬部隊長ニ差出スモノトス
- 二、營外居住下士兵卒ハ前項ノ外轉地療養ヲ要スルトキ之ヲ許可ス

其ノ日數ハ往復ヲ除キ二十八日以内トス

### 第三十九章

賞典ニ就テ

### 第二百九十九問題

勳章ニ就テノ説明

第三十九章 賞典ニ就テ

三三三



- 一、勳章ハ國家ニ功績アル人ヲ褒賞センカタメ制定セラレシ名譽ノ章飾ナリ
- 二、勳位ニ叙スヘキモノヲ分チ左ノ三トス
  - 1. 殊勳
  - 2. 勳功
  - 3. 勳勞
- 三、殊勳トハ戰爭中特殊ノ勳功ニ依リ全軍又ハ一部ノ軍隊ヲ裨益セシモノヲ云フ
- 四、勳功トハ平時戰時ニ拘ラズ國家ノ爲メニ功績ヲ舉ケシモノヲ云フ
- 五、勳勞トハ平時戰時ニ拘ラス國家ノ爲メニ勳勞ノ著シキモノヲ云フ
- 六、勳章ノ種類左ノ如シ
  - 1. 大勳位菊花章
  - 2. 金鵝勳章
  - 3. 旭日章
  - 4. 瑞寶章
  - 5. 寶冠章
- 七、大勳位菊花章ハ偉勳アル者ニ賜フモノニシテ左ノ二種ニ分ツ

- 1. 大勳位菊花章頸飾（大勳位ニ叙セラレシ者ニ特別ニ之ヲ賜フモノナリ）
- 2. 大勳位菊花大綬章
- 八、金鵝勳章ハ武功拔群ナル者ニ賜フ功一級ヨリ功七級ニ至ル
- 九、旭日章ハ勳功顯著ナル者ニ賜フ其種類左ノ如シ勳一等ヨリ勳八等ニ至ル
  - 勳一等旭日桐花大綬章（勳功殊ニ顯著ナル者ニ賜フ即チ旭章ノ最上位ナリ）
  - 勳二等旭日重光章
  - 勳三等旭日中綬章
  - 勳四等旭日小綬章
  - 勳五等雙光旭日章
  - 勳六等單光旭日章
  - 勳七等青色桐葉章
  - 勳八等白色桐葉章
- 十、瑞寶章ハ勳勞又ハ積年ノ功勞アル者ニ賜フ勳一等ヨリ勳八等ニ至ル



十一、寶冠章ハ婦人ノ勳勞アル者ニ賜フ勳一等ヨリ勳八等ニ至ル  
十二、勳章ヲ有スル者、其榮譽ヲ汚辱シタルトキ即チ概ネ左ノ項  
目ニ該ルトキハ勳章及年金ヲ褫奪セララル

1. 重罪、輕罪ノ刑ニ處セラレタル者
2. 賭博犯ノ處分ヲ受ケタル者
3. 素行修マラス帶勳者タルノ面目ヲ汚ス者

### 第三百問題 感狀ニ就テノ説明

一、感狀トハ戰地ニ於テ左ニ掲ケタル功績アリシ軍人又ハ軍隊ニ  
軍司令官獨立師團長等ヨリ賜ハリ其ノ名譽ヲ全軍ニ公示セララル  
、モノナリ

1. 敵前ニテ拔群ノ勳功ヲ顯シ其ノ行爲軍人ノ模範トスヘキトキ
2. 特別ノ任務ヲ受ケ危險ヲ冒シテ敵前ニ行動シ其ノ爲メニ我軍  
ニ勝利ヲ得セシメタルトキ
3. 戰鬪中自分ノ長官ノ危キヲ救ヒ又ハ敵ノ將官ヲ生擒シ又ハ敵

ノ軍旗ヲ奪ヒ取リタルトキ

4. 前記ノ三項ト同様ナル拔群ノ武功アリタルトキ

### 第三百一問題 陸軍勳功章ニ就キテノ説明

陸軍勳功章ハ陸軍下士ノ精勤年功ヲ表彰スルモノニシテ營内居住  
ノ各兵科下士任官後六ヶ年以上勤續シ勤務勉勵品行方正學術優秀  
ニシテ下士ノ儀表タル者ニ附與スルモノトス

### 第三百二問題 陸軍善行證書ニ就テノ説明

善行證書ハ現役下士卒在役中其ノ品行方正、勤務勉勵、學術、技  
藝、職務ニ熟達ナルヲ表彰スルモノニシテ滿期若ハ退營ノ際之ヲ  
附與スルモノトス

### 第三百三問題 射撃徽章ニ就テノ説明

射撃徽章ハ射撃術獎勵ノ爲メ基本射撃ノ成績優等ナル各級射手ニ  
授與スルモノニシテ此レヲ區別シテ左ノ三種トナス  
第一種徽章 特別射手



第二種徽章

一等射手

第三種徽章

二等射手

徽章ハ全服役間制服ヲ著シタル場合ニ佩用スルモノニシテ其ノ位置ハ上衣左肋ニシテ概ネ第三、第四釦ノ中間ノ高サトス若シ數個ヲ有スルトキハ其ノ種類ノ順次ニ從ヒ右ヨリ左ニ列スルモノトス

注意

褒賞休暇ハ前章ニアルヲ以テ之ヲ略ス

第四十章 罰ニ就テ

其ノ一 陸軍懲罰令ニ就テ

第三百四四問題

陸軍懲罰令ニ於テハ如何ナル者ヲ罰ス

ルヤニ就キテノ説明

陸軍軍人ニシテ

一、其ノ本分ニ背キ

二、又ハ軍事ノ定則ニ違ヒ

三、其ノ他軍紀ヲ害シ風紀ヲ紊リ

其ノ犯行陸軍刑法ノ罪ニ該ラサルトキハ本令ニ依リ之ヲ懲罰ス陸軍刑法以外ノ刑ニ處セラレタル軍人ハ軍事ノ必要ニ依リ更ニ本令ニ依リ懲罰スルコトヲ得

第三百五五問題

陸軍懲罰令(爾後唯本令ト謂フ)ハ如何

ナル者ニ之ヲ適用スルヤニ就キテノ説明

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ適用スルモノトス

一、現役ニ在ル者

但シ

1. 待命、休職、停職中ノ者

2. 並ニ未タ入營セサル者 3. 及歸休兵

ヲ除ク

二、召集中ノ在郷軍人

三、召集ニ依ラス部隊ニ在リテ陸軍軍人ノ勤務ニ服スル在郷軍



人

- 四、志願ニ依リ國民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者
  - 五、陸軍所屬ノ學生及生徒  
但シ各部依託學生同生徒ヲ除ク
  - 六、第二號及第三號ニ記載シタル者ノ外
    1. 現ニ服役上ノ義務履行中
    2. 又ハ陸軍軍人ノ身分ヲ表彰シ得ヘキ服裝ヲ爲ス在郷軍人
- ル者ヲ謂フヤニ就キテノ説明  
在郷軍人ト稱スルハ
- 一、待命、休職、停職中ノ者
  - 二、現役以外ノ役ニ在ル者
  - 三、現役ニ在リテ未タ入營セサル者
  - 四、歸休兵
  - 五、及退役將校、同相當官、准士官  
ヲ謂フ

### 第三百六問題

本令ニ於テ在郷軍人ト稱スルハ如何ナ

### 第三百七問題

本令ニ於テ將校ニ準シ取り扱フ者ニ就

キテノ説明

左ノ如キ者ヲ謂フ

- 一、將校相當官
- 二、准士官
- 三、見習士官

(見習主計、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫ヲ含ム)

### 第三百八問題

本令ニ於テ下士又ハ兵卒ニ準シ取り扱

フ者ニ就テノ説明

左ノ如シ

- 一、士官候補生(見習士官ヲ除ク)
  - 二、主計候補生(見習主計ヲ除ク)
  - 三、及一年志願兵
- ハ各其ノ階級ニ應シ下士又ハ兵卒ニ準スルモノトス  
陸軍ノ兵役、又ハ兵籍ニ在リテ官等、等級ヲ有セサル者ハ兵卒ニ  
準スルモノトス



**第三百九問題** 故ナク徵集又ハ召集ノ期ニ遅レタル者

ハ如何ニ取り扱フモノナルヤニ就テノ説明

入營後ニ於テ之ヲ懲罰スルモノトス

**第三百十問題** 犯行アル者懲罰處分ヲ經ス其ノ職ヲ去

リ除隊若クハ召集解除ト爲リ又ハ第三百五問題ノ

第六號ニ該當セサルニ至リタルトキハ如何ニスル

ヤニ就テノ説明

之ヲ懲罰スルモノトス

但シ兵役ヲ免シ又ハ兵籍ヲ除キタル者ハ此ノ限リニ在ラス

**第三百十一問題** 懲罰處分ノ言渡ヲ受ケタル者其ノ執

行前又ハ執行中其ノ職務ヲ去リ又ハ除隊若ハ召集

解除ト爲リタル場合ニ在リテハ如何ナル取り扱ヒ

ヲ爲スヤニ就キテノ説明

其ノ懲罰ノ執行ヲ免除ス

但シ歸休又ハ召集解除ト爲ルヘキ下士兵卒ニ在リテハ徵兵令陸軍

服役條例其ノ他法ニ定ムル現役期限若クハ召集期日ノ範圍内ニ於

テ必要ニ應シ其ノ懲罰期間歸休又ハ召集解除ヲ延期スルコトヲ得

**第三百十二問題** 第三百五問題第一號乃至第五號ニ於

テ將校ニ科スヘキ罰目ニ就キテノ説明

左ノ三トス

- 一、重謹慎
- 二、輕謹慎
- 三、譴責

**第三百十三問題** 同シク下士ニ科スヘキ罰目ニ就キテ

ノ説明

左ノ四トス

- 一、免官
- 二、重營倉

- 三、輕營倉
- 四、譴責

**第三百十四問題** 同シク兵卒ニ科スヘキ罰目ニ就テノ

説明



左ノ三トス

- 一、降等
- 二、重營倉
- 三、輕營倉

**第三百十五問題** 第三百五問題第六號ニ於テ將校ニ科スヘキ罰目ニ就キテノ説明

左ノ二トス

- 一、禮遇停止
- 二、譴責

**第三百十六問題** 同シク下士ニ科スヘキ罰目ニ就テノ説明

説明

左ノ二トス

- 一、免官
- 二、譴責

**第三百十七問題** 同シク兵卒ニ科スヘキ罰目ニ就キテノ説明

ノ説明

左ノ二トス

- 一、降等
- 二、譴責

**第三百十八問題** 重謹慎、輕謹慎ニ科スヘキ日數ニ就

キテノ説明

各其ノ日數一日以上三十日以内トス

**第三百十九問題** 重謹慎、輕謹慎ニ處セラレタル者ノ

禁セラレタル事項ニ就キテノ説明

左ノ事項トス

- 一、勤務ニ服スルコト
  - 二、居宅外ニ出ツルコト
  - 三、及外人ト接見スルコト
- 但シ輕謹慎ニ處セラレタル者ハ

- 一、聯隊長
  - 二、及之ト同等以上ノ罰權ヲ有スル上官
- ヨリ演習教育等ノ爲メ特ニ出務ヲ命セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第三百二十問題** 重謹慎ニ處セラレタル者ハ俸給ヲ減セラル、ヤニ就テノ説明



十分ノ五ヲ減セラル

**第三百二十一問題** 輕謹慎ニ處セラレタル者ハ俸給ヲ減セラル、ヤニ就テノ説明

十分ノ二ヲ減セラル

**第三百二十二問題** 免官ニ就テノ説明

其ノ官ヲ免シ一等卒ト爲スヲ謂フ

**第三百二十三問題** 降等ニ就テノ説明

一階級ヲ下スヲ謂フ

**第三百二十四問題** 重營倉ニ處スヘキ日數ニ就テノ説明

其ノ日數一日以上三十日以内トス

**第三百二十五問題** 重營倉ニ處セラレタル者ハ如何ナル取扱ヒチ爲スヤニ就テノ説明

- 一、營倉ニ錮シ
- 二、寢具ヲ貸與セス

三、飯、湯、鹽ノミヲ給シ

演習及教育ノ場合ヲ除クノ外勤務ニ服スルコトヲ禁ス

但シ三日ノ内一日ハ寢具ヲ貸與シ通常ノ糧食ヲ給スルモノトス

**第三百二十六問題** 輕營倉ニ處スヘキ日數ニ就テノ説明

其ノ日數ハ一日以上三十日以内トス

**第三百二十七問題** 輕營倉ニ處セラレタル者ハ如何ニ取扱フヤニ就テノ説明

營倉ニ錮シ演習及教育ノ場合ヲ除クノ外勤務ニ服スルコトヲ禁ス

**第三百二十八問題** 重營倉ニ處セラレタル者ハ罰期間

如何程俸給ヲ減セラル、ヤニ就テノ説明

- 一、營内居住者ニ在リテハ十分ノ八
- 二、營外居住者ニ在リテハ十分ノ五



**第三百二十九問題** 輕營倉ニ處セラレタル者ハ罰期間如何程俸給ヲ減セラル、ヤニ就テノ説明

左ノ如シ

- 一、營内居住者ニ在リテハ十分ノ五
- 二、營外居住者ニ在リテハ十分ノ二

**第三百三十問題** 重營倉及輕營倉ハ勤務其ノ他ノ必要アルトキハ禁足又ハ苦役ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルヤ否ヤニ就テノ説明

左ノ各號ニ依リ代フルコトヲ得

- 一、下士及下士兵卒ノ階級ニ在ル學生生徒ニ在リテハ
  - 1. 重營倉一日ヲ禁足三日
  - 2. 輕營倉一日ヲ禁足二日
- ニ換算ス
- 二、兵卒ニ在リテハ
  - 1. 重營倉一日ヲ苦役三日
  - 2. 輕營倉一日ヲ禁足二日

ニ換算ス

但シ營外居住者ニ在リテハ重營倉一日ヲ禁足三日ニ換算スルモノトス

**第三百三十一問題** 禁足ニ處セラレタル者ハ如何ニ取扱フモノナルヤニ就テノ説明

禁足ハ勤務、演習及教育ノ場合ヲ除クノ外

- 一、營内居住者ハ營外ニ
- 二、營外居住者ハ居宅外ニ出ツルコトヲ禁スルモノトス

**第三百三十二問題** 苦役ニ處セラレタル者ハ如何ニ取扱ヒテ爲スヤニ就テノ説明

苦役ハ勤務、演習及教育ノ場合ヲ除クノ外營外ニ出ツルコトヲ禁シ營内ノ勤務ニ服セシムルモノトス

**第三百三十三問題** 譴責ハ如何ニスルヤニ就キテノ説明



犯行ヲ糺シ將來ヲ戒飾スルモノトス

**第三百三十四問題** 禮遇停止ノ期間ニ就キテノ説明  
一日以上、一年以内トス

**第三百三十五問題** 禮遇停止ハ如何ナル取扱ヒヲ爲ス  
ヤニ就キテノ説明

召集ノ場合ヲ除クノ外

一、陸軍制服ノ着用ヲ禁シ

二、軍人ノ待遇ヲ停止スルモノトス

**第三百三十六問題** 中隊長及獨立、分屯、若ハ分遣セル  
軍隊ノ長タル中少尉ハ部下ニ對シ如何ナル罰權ヲ  
有スルヤニ就キテノ説明

左ノ罰權ヲ有ス

一、士官、准士官ニ對シテ譴責

二、下士ニ對シテ十日以内ノ

1. 重營倉 2. 輕營倉 3. 並譴責

三、兵卒ニ對シテ二十日以内ノ

1. 重營倉 2. 並輕營倉

**第三百三十七問題** 上官ニシテ自己ノ權限以上ノ處分  
ヲ要スル犯行者アルトキハ如何ニスルヤニ就キテ  
ノ説明

先ツ其ノ權限ニ依リ之ヲ懲罰シ意見ヲ附シテ自己ノ直屬上官ニ上  
申スルモノトス

**第三百三十八問題** 罰日罰期ヲ變更シタルトキハ重謹  
慎及重營倉一日ハ輕謹慎、輕營倉ノ何日ニ換算スル  
ヤニ就テノ説明

二日ニ換算スルモノトス

其ノ二 處罰ニ就テ

**第三百三十九問題** 懲罰處分ヲ爲スニ當リ其ノ罰ヲ定



ムルニハ如何ナル注意ヲ以テスルヤニ就キテノ説明

- 一、犯行ノ事實ヲ審査シ
  - 二、其ノ弊害ノ程度
  - 三、犯行ノ情況
  - 四、其ノ他受罰者ノ性行
- 等ヲ斟酌シテ罰ヲ定ムルモノトス

**第二百四十問題** 免官、降等ハ如何ナル者ニ科スルヤニ就テノ説明

- 一、犯行重キ者
  - 二、又ハ屢刑罰若ハ懲罰ノ處分ヲ受ケ
- 尙ホ改悛ノ狀ナキ者ニ科スルモノトス

**第二百四十一問題** 重謹慎及重營倉ハ如何ナル犯行ニ科スルヤニ就テノ説明

故意ニ係ル犯行トス

**第二百四十二問題** 輕謹慎及輕營倉ハ如何ナル犯行ニ科スルヤニ就テノ説明

過失ニ係ル犯行トス

**第二百四十三問題** 懲罰處分ヲ爲スニ當リ其ノ言渡ハ如何ナル方法ヲ以テ行フヤニ就テノ説明

- 一、口頭ヲ以テ詳ニ犯行ヲ示シ其ノ懲罰ヲ言渡スヘシ
  - 二、若シ犯行者ノ所在地遠隔スルトキハ言渡書ヲ作り之ヲ其直屬上官ニ送附シ同官之ヲ讀聞カスヘシ
- 但シ直屬上官在ラサルトキハ本人ニ送付スルモノトス
- 前項懲罰ノ言渡ハ必要ニ應シ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ所屬部隊中ニ公示スルコトヲ得ルモノトス

**第二百四十四問題** 懲罰ノ言渡ニハ如何ナル者ヲ陪列セシムルヤニ就テノ説明

- 一、受罰者ノ直屬上官
- 二、若ハ受罰者ト同官等、同等級以上ノ者ヲ陪列セシムルヲ例トス



第三百四十五問題 懲罰ノ執行期ニ就キテノ説明

懲罰ハ言渡後直ニ之ヲ執行ス  
但シ勤務其ノ他ノ必要ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第三百四十六問題 懲罰ヲ執行スルニ當リ猶豫又ハ停止ノ日數ハ懲罰期間ニ算入スルヤ否ヤニ就キテノ説明

算入セサルモノトス

第三百四十七問題 戴罰ノ儘服務セシムルコトヲ得ル場合ニ就キテノ説明

左ノ場合トス  
一、戰時  
二、事變

第三百四十八問題 戴罰ノ儘服務セシ者ノ服務日數ハ懲罰期間ニ算入スルヤ否ヤニ就テノ説明

算入スルモノトス

算入スルモノトス

第三百四十九問題 重營倉、輕營倉ニ處セラレタル者ハ如何ナル場所ニ錮スルヤニ就テノ説明

一、其ノ所屬部隊ノ營倉  
二、所屬部隊ニ營倉ナキトキハ  
1. 附近ニ在ル部隊ノ營倉  
2. 又ハ憲兵隊ノ留置所  
ニ錮スルモノトス

第三百五十問題 懲罰執行中疾病ニ罹リタルトキハ醫師ノ診料ヲ受クルコトヲ得ルモノナルヤニ就キテノ説明

得ルモノトス

第三百五十一問題 疾病中ノ者診斷ノ結果ニ依リ懲罰ノ執行ヲ停止シタルトキハ其ノ停止日數ハ懲罰期間ニ算入スルヤニ就テノ説明

算入スルモノトス



公務ニ基因スル疾病ニ依ル場合ヲ除クノ外算入セサルモノトス

**第二百五十二問題** 犯行アル者轉職又ハ轉隊スルトキハ如何ニスルヤニ就キテノ説明

懲罰ノ言渡ヲ爲シ之ヲ執行シタル後出發セシム

**第二百五十三問題** 轉職又ハ轉隊シタル者ノ舊所管ニ於ケル犯行發覺シタルトキハ如何ニシテ處罰スルヤニ就キテノ説明

新舊上官協議シ新上官之ヲ懲罰スルモノトス

**第二百五十四問題** 免官降等ニ處セラレタル者懲罰執行中又ハ懲罰執行猶豫若クハ停止中ノ者ニシテ特ニ功績、勤勞アルトキ若ハ改悛ノ狀顯著ナルトキハ如何ニスルヲ得ルヤニ就テノ説明

一、其官等等級ヲ復シ 二、又ハ其ノ懲罰ノ執行ヲ減免スルコトヲ得ルモノトス

**第二百五十五問題** 犯行ヲ審理スル場合ニ於テ犯行者ヲ營倉ニ留置ヲシ又ハ其ノ勤務ヲ停止スルコトヲ要スルトキノ所置ニ就テノ説明

其ノ罰權ヲ有スル上官之ヲ命シ該上官在ラサルトキハ犯行者ヨリ上級ノ者假ニ之ヲ命スルモノトス

**第二百五十六問題** 懲罰期間ノ計算法ニ就テノ説明

執行ノ初日ハ時間ニ拘ラス一日トシテ算入シ重營倉輕營倉ノ解網ハ其ノ期間滿了ノ翌日午前ニ於テ之ヲ行フモノトス

**第二百五十七問題** 軍人ニシテ軍紀風紀ニ有害ナル行爲アルトキ之ヲ現認シタル上級者ノ所置ニ就テノ説明

上級者ハ訓誡制止シ尙懲罰ニ處スルノ必要アリト認メタルトキハ本人所屬ノ上官ニ申告スルモノトス

其三 陸軍刑法ニ就テ



第三百五十八問題 陸軍刑法ハ如何ナル者ニ適用スル

ヤニ就テノ説明

陸軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第三百五十九問題 陸軍軍人ト稱スル者ニ就テノ説明

左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一、陸軍ノ現役ニ在ル者

但シ未タ入營セサル者及ヒ歸休兵ヲ除ク

二、召集中ノ在郷軍人

三、召集ニ依ラス部隊ニ在リテ陸軍軍人ノ勤務ニ服スル在郷軍人

四、前二號ニ記載シタル者ノ外陸軍ノ制服着用中又ハ現ニ服役上

ノ義務履行中ノ在郷軍人

五、志願ニ依リ國民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者

第三百六十問題 陸軍軍人ニ準スル者ニ就テノ説明

左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一、陸軍所屬ノ學生、生徒

二、陸軍軍屬

三、陸軍ノ勤務ニ服スル海軍軍人

第三百六十一問題 在郷軍人ニ就テノ説明

左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一、陸軍ノ現役以外ノ役ニ在ル者

二、陸軍ノ現役ニ在リテ未タ入營セサル者

三、陸軍ノ歸休兵

第三百六十二問題 陸軍軍屬ニ就テノ説明

陸軍軍屬ト稱スルハ陸軍文官、同待遇者及宣誓シテ陸軍ノ勤務ニ服スルモノヲ謂フ

但シ豫備又ハ退職ノ文官ハ此ノ限ニ在ラス

第三百六十三問題 軍中ト稱スルハ如何ナル部隊ニア

ル場合ヲ稱スルヤニ就テノ説明



左ニ記載スル部隊ニ在ル場合ヲ云フ

一、戦時ノ體勢ヲ執リタル部隊

但シ留守部隊、衛戍勤務ニ服スル後備又ハ國民諸隊戦地以外ノ地ニ在ル輸送又ハ補給機關ニシテ對敵状態ニ在ラサル者ヲ除ク

二、戦時ノ體勢ヲ執ラサルモ對敵状態ニ在ル部隊

三、事變又ハ一地方ノ騷擾ニ際シ其ノ鎮定ニ從事スル部隊

**第三百六十四問題** 陸軍ニ於テ死刑ハ如何ナル場所ニ

於テ執行スルヤニ就テノ説明

陸軍法衙ヲ管轄スル長官ノ定ムル場所ニ於テ銃殺スルモノトス

**第三百六十五問題** 叛亂ノ罪ニ該當スル者ニ就テノ説

明

左ニ記載スル者トス

一、黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反亂ヲ爲シタル者

二、反亂ヲ爲ス目的ヲ以テ黨ヲ結ヒ兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供ス

ル物ヲ劫掠シタル者

三、左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者

1. 軍隊又ハ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所建造物其ノ他ノ物ヲ敵國ニ交付スルコト

2. 敵國ノ爲ニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ補助スルコト

3. 軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄スルコト

4. 敵國ノ爲ニ嚮導シ又ハ地理ヲ指示スルコト

5. 敵國ニ降シムル爲司令官ヲ強要スルコト

6. 敵國ノ爲メニ俘虜ヲ奪取シ又ハ之ヲ逃走セシムルコト

四、敵國ヲ利スル爲メ左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者

1. 要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所建造物其ノ他ノ物ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコト

2. 水陸ノ通路橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ軍隊



艦船ノ往來ノ妨害ヲ生セシムルコト

3. 司令官軍隊ヲ率ヒテ守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離ル、コト

4. 隊兵ヲ解散シ又ハ其ノ潰走混亂ヲ誘起シ又ハ其ノ連絡集合ヲ妨害スルコト

5. 兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ヲ缺乏セシムルコト

5. 命令通報若クハ報告ヲ詐リ傳へ又ハ虚偽ノ命令通報ヲナスコト

7. 造言飛語シ又ハ敵前ニ於テ叫呼喧噪スルコト

五、敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與へ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者

六、反亂者又ハ内亂者ヲ利スル行爲ヲ爲シタル者

### 第二百六十六問題 擅權ノ罪ニ該ル場合ニ就テノ説明

一、司令官外國ニ對シ故ナク戦闘ヲ開始シタルトキ

二、司令官休職又ハ講和ノ告知ヲ受ケタル後故ナク戦闘ヲナシタルトキ

三、司令官權外ノ事ニ於テ己ム事ヲ得サル理由ナク擅ニ軍隊ヲ進退シタルトキ

### 第二百六十七問題 擅權ノ罪ニ該ル者ニ就テノ説明

命令ヲ待タス故ナク戦闘ヲ爲シタル者トス

### 第二百六十八問題 辱職ノ罪ニ該ル場合ニ就テノ説明

左ニ記載スルトキトス

一、司令官其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降り又ハ要塞ヲ敵ニ委シタルトキ

二、司令官野戰ニ在リテ隊兵ヲ率ヒ敵ニ降りタルトキ

三、司令官敵前ニ於テ其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ隊兵ヲ率ヒ逃避シタルトキ



- 四、司令官軍隊ヲ率ヒ故ナク守地若クハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離レタルトキ
- 五、司令官出兵ヲ要求スル官憲ヨリ其ノ要求ヲ受ケ故ナク之ニ應セザルトキ
- 六、將校、部隊若クハ一部ノ兵員ヲ率ヒ又ハ之ニ屬シ輸送船舶ニ在リテ敵ノ艦船ニ遭遇シタル際其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ其ノ船舶ヲ退去シタルトキ
- 七、哨兵故ナク守地ヲ離レタルトキ
- 八、哨兵睡眠又ハ銘酊シテ其ノ職務ヲ怠リタルトキ
- 九、衛兵、控兵、巡察、斥候其他警戒又ハ傳令ノ勤務ニ服スル者故ナク勤務ノ場所若クハ隊伍ヲ離レタルトキ又ハ到ルヘキ場所ニ到ラザルトキ
- 十、戰時軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ斥候、巡察又ハ偵察ノ勤務ニ服スル者虚偽ノ報告ヲナシタルトキ

- 十一、戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ關スル命令通報又ハ報告ノ傳達ヲ掌ル者其ノ命令、通報若ハ報告ヲ詐リ又ハ故ナク之ヲ傳達セザルトキ
- 十二、軍事機密ノ圖書物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當リ之ヲ敵ニ委セサル方法ヲ盡サ、ルトキ
- 十三、戰時軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ノ運搬又ハ支給ヲ掌ル者故ナク之ヲ缺乏セシメタルトキ

### 第二百六十九問題

#### 辱職罪ニ該ル者ニ就テノ説明

- 左ニ列記スル者トス
- 一、部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎮定ノ方法ヲ盡サ、ル者
- 二、故ナク規則ニ依ラスシテ哨兵ヲ交代セシメ其ノ他哨令ニ違反シタル者
- 三、健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ配合シタル者
- 四、從軍ヲ免レ又ハ危險ナル勤務ヲ避クル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲

第四十章 罰ニ就テ



シ身體ヲ毀傷シ其ノ他詐偽ノ行爲ヲ爲シタル者

### 第三百七十問題 抗命ノ罪ニ該ル者ニ就テノ説明

左ニ記スル者トス

- 一、上官ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セサル者
- 二、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者
- 三、暴行ヲ爲スニ當リ上官ノ制止ニ從ハサル者

### 第三百七十一問題 暴行脅迫ノ罪ニ該ル者ニ就テノ説明

明

左ニ列擧スル者トス

- 一、上官ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者
- 二、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者
- 三、上官ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用ヒ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者
- 四、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者
- 五、哨兵ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者

六、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者

七、哨兵ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用ヒテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者

八、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者

九、上官又ハ哨兵以外ノ陸軍々人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ

對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者

十、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者

十一、上官又ハ哨兵以外ノ陸軍々人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之

ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用ヒテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者

十二、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者

十三、多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者

十四、職權ヲ濫用シテ凌虐ノ行爲ヲ爲シタル者

### 第三百七十二問題 侮辱ノ罪ニ該ル者ニ就テノ説明

左ニ擧クル者ヲ謂フ

- 一、上官ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者



二、圖書若クハ偶像ヲ公示シ又ハ演説ヲ爲シ其他公然ノ方法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者

三、哨兵ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者

**第二百七十三問題 逃亡ノ罪ニ該ル者ニ就キテノ説明**

左ニ列記スル者ヲ云フ

一、故ナク職役ヲ離レ又ハ職務ニ就カサル者

二、黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者

三、敵ニ奔リタル者

**第二百七十四問題 軍用物損壞ノ罪ニ該ル者ニ就キテ**

ノ説明

左ニ舉クル者トス

一、陸軍ノ工場、船舶、戰鬪ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車若クハ橋梁又ハ陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ヲ燒燬シタル者

二、露積シタル兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ燒燬シタル者

三、火藥、汽罐其ノ他激發スヘキ物ヲ破裂セシメ前二項ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者

四、陸軍ノ戰鬪ノ用ニ供スル鐵道、電線若クハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者

五、兵器、彈藥、糧食、被服、馬匹其ノ他陸軍ノ軍用ニ供スルモノヲ毀棄又ハ傷害シタル者

**第二百七十五問題**

掠奪ノ罪ニ該ル者ニ就テノ説明

左ニ記スル者トス

一、戰地又ハ帝國軍ノ占領地ニ於テ住民ノ財物ヲ掠奪シタル者  
二、戰場ニ於テ戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服其ノ他ノ財物ヲ褫奪シタル者

**第二百七十六問題**

掠奪ノ罪ニ該ル場合ニ就テノ説明



左記ノ如シ

- 一、前問題第一項ノ罪ヲ犯スニ當リ婦女ヲ強姦シタルトキ
- 二、同問題ノ罪ヲ犯ス者人ヲ傷ケタルトキ

第三百七十七問題 俘虜ニ關スル罪ニ該ル場合ニ就テ

ノ説明

俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其ノ俘虜ヲ逃走セシメタルトキトス

第三百七十八問題 俘虜ニ關スル罪ニ該ル者ニ就キテ

ノ説明

左ニ記スル者ヲ云フ

- 一、俘虜ヲ逃走セシメタル者
- 二、俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其ノ他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 三、前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者
- 四、俘虜ヲ奪取シタル者

五、逃走シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者

第三百七十九問題 違令ノ罪ニ該當スル者ニ就キテノ

説明

左ニ舉クル者ヲ謂フ

- 一、哨兵ヲ欺キテ哨所ヲ通過シ又ハ哨兵ノ制止ニ背キタル者
- 二、兵役ヲ免ル、目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者
- 三、戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ關スル虛偽ノ命令通報又ハ報告ヲ爲シタル者
- 四、戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者
- 五、禮砲、號砲其ノ他空包ヲ發スヘキ場合ニ於テ彈丸瓦石其ノ他ノ物ヲ裝填シテ發シタル者
- 六、戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ急呼ノ號報アリタル場合故ナク來會セサル者



七、政治ニ關シ上書、建白其ノ他請願ヲ爲シ又ハ演說若クハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者

第三百八十問題 違令ノ罪ニ該ル場合ニ就テノ説明

左ノ諸項トス

- 一、在郷軍人故ナク召集ノ期限ニ後レタルトキ
- 二、在郷軍人召集ヲ免ル目的ヲ以テ前問題第二項ノ行爲ヲ爲シタルトキ

三、哨兵又ハ衛兵故ナク銃砲ヲ發シタルトキ

四、服從ノ義務ニ違フヘキ事ヲ目的トシテ黨ヲ結ヒタルトキ

第三百八十一問題 陸軍刑法ニ定メタル刑ニ就テノ説明

左ノ各項トス

- |      |   |      |      |
|------|---|------|------|
| 死    | 刑 | 無期懲役 | 無期禁錮 |
| 有期懲役 |   | 有期禁錮 |      |

第三百八十二問題 舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ就テノ説明

左ノ諸項トス

- |      |   |      |      |
|------|---|------|------|
| 死    | 刑 | 無期徒刑 | 無期流刑 |
| 有期徒刑 |   | 有期流刑 | 重懲役  |
| 輕懲役  |   | 重禁錮  | 輕禁錮  |
| 重禁錮  |   |      |      |

第四十一章 禮式ニ就テ

第三百八十三問題 皇后、太皇、太后及皇太后ニ對スル

禮式ニ就テノ説明

天皇ニ對スル禮式ニ準スルモノトス

第三百八十四問題 前問題以外ノ皇族及天皇ノ御名代

ニ對スル禮式ニ就テノ説明



公式ノ場合ニ限り前問題ニ準シ禮式ヲ行フ但シ特ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

**第三百八十五問題** 外國ノ元首及皇族ニ對スル禮式ニ就テノ說明

公式ノ場合ニ限り其ノ時ノ命令ニ依リ前問題ニ準シ禮式ヲ行フモノトス

**第三百八十六問題** 武官タル皇族ニ對スル禮式ニ就キテノ說明

官等相當ノ禮式ニ從フモノトス

**第三百八十七問題** 將校ニシテ上級ノ職務ヲ執リ又ハ之ヲ代理スル者ニ對スル禮式ニ就テノ說明

其ノ本官相當ノ禮式ニ從フ

但シ上級ノ職務ヲ執リタル場合ニ於テハ其ノ部下ニ限り職務相當ノ禮式ヲ行フモノトス

**第三百八十八問題** 准士官及見習士官(見習主計、見習

醫官、見習藥劑官、見習獸醫官ヲ含ム)ニ對スル禮式

ニ就キテノ說明

將校ノ禮式ニ從フモノトス

**第三百八十九問題** 士官候補生及主計候補生(見習士

官、見習主計ヲ除ク)及陸軍諸生徒ニ對スル禮式ニ

就キテノ說明

其ノ階級ニ應シ下士又ハ兵卒ノ禮式ニ其ノ他ノ陸軍諸生徒ハ兵卒ノ禮式ニ從フモノトス

**第三百九十問題** 上等兵及上等看護卒ニシテ下士勤務

ニアル者ニ對スル禮式ニ就テノ說明

下士ノ禮式ニ從フモノトス

**第三百九十一問題** 軍人ノ敬禮ヲ行フ場合及其ノ要領ニ就キテノ說明



軍人ハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外上官ニ對シテ敬禮ヲ行ヒ上官ハ之ニ答禮シ同級者ハ互ニ敬禮ヲ交換スヘシ敬禮ヲ行フトキハ通常受禮者ノ答禮終ルヲ待チテ舊姿勢ニ復スルモノトス

**第二百九十二問題** 答禮ハ略スルコトヲ得サルヤ否ヤニ就キテノ説明

答禮ハ場合ニ依リ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ且注目スルコトヲ以テ舉手注目又ハ刀ノ禮ニ代フルコトヲ得ルモノトス

**第二百九十三問題** 軍人廉アル場合ニ於テ「君か代」ノ奏唱ヲ聞クトキハ如何ニスルヤニ就テノ説明  
其ノ間姿勢ヲ正スヘシ

**第二百九十四問題** 軍人職務上皇族又ハ上官ニ隨從スルトキハ敬禮ヲ行フヤ否ヤニ就テノ説明  
通常敬禮ヲ行フコトナシ

**第二百九十五問題** 軍人官等級ノ識別ニ困難ナル場合ニ在リテハ敬禮ニ關シ如何ニスルヤニ就テノ説明  
先後ヲ論セス互ニ敬禮ヲ行フモノトス

**第二百九十六問題** 軍人單獨ノ敬禮法ニ就キテノ説明  
面識アル上官ニ對シテハ其ノ著服ノ如何ニ關セス之ヲ行フヲ禮トス

**第二百九十七問題** 海軍軍人、軍隊及和親國ノ陸海軍將校ニ對スル禮式ニ就テノ説明  
陸軍軍人、軍隊ニ對スルト同一ノ敬禮ヲ行フモノトス

**第二百九十八問題** 二人以上ノ上官ニ對スル敬禮ノ方法ニ就キテノ説明  
特ニ規定アル場合ヲ除クノ外軍隊ニ在リテハ最高級ノ人ニ對シテ之ヲ行ヒ次ニ他ノ上官一同ニ對シテ之ヲ行フヘキモノトス

**第二百九十九問題** 前問題ノ場合ニ於ケル答禮ノ方法



ニ就テノ説明

最高級ノ人ノミ答禮スルヲ例トス

**第四百問題** 職務上皇族又ハ上官ニ隨從スル軍人ニ對シテハ敬禮ヲ行フヤ否ヤニ就テノ説明  
行フコトナシ

**第四百一問題** 軍旗ノ敬禮法ニ就テノ説明

軍旗ハ天皇ニ對スルトキ及拜神ノ場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行フコトナシ

**第四百二問題** 旗手、軍旗衛兵及軍旗中隊ハ敬禮ヲ爲

スヤ如何ニ就キテノ説明

軍旗ノ敬禮ヲ行フ場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行ハサルモノトス

**第四百三問題** 天皇ニ對スル儀式及祭典ノ爲メ整列シ

アル軍隊ノ敬禮ニ就テノ説明

天皇ニ對スル場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行フコトナシ

**第四百四問題** 一般ノ觀兵式ニ整列シタル軍隊ノ敬禮

法ニ就テノ説明

天皇及觀閱者ニ對スル場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行ハサルモノトス

**第四百五問題** 儀仗服務中ノ儀仗衛兵並ニ會葬ノ儀仗

兵ノ敬禮ニ就テノ説明

特ニ規定アル場合ヲ除ク外敬禮ヲ行フコトナシ但シ儀仗衛兵ノ步

哨ハ此ノ限ニアラス

**第四百六問題** 軍人、軍隊及衛兵ハ前三問題ノ軍隊ニ

對シテ敬禮ヲ行フモノナリヤニ就テノ説明

行ハサルモノトス

**第四百七問題** 軍人及軍隊行進間ノ敬禮ニ就キテノ説明

速歩(乘馬ノトキハ常歩)ニ於テ行フモノトス

但シ軍人ニシテ武器ヲ携帶セサルトキハ步調ヲ取ルコトナク敬禮



スルモノトス

**第四百八問題** 前問題ノ者至急ノ用務ヲ帶フルトキハ如何ニスルヤニ就テノ説明

其ノ旨ヲ告ケ駆歩(乘馬ノトキハ駆歩若ハ速歩)ノ儘敬禮ヲ行フモ妨ケナシ

**第四百九問題** 軍隊及衛兵ノ停止間ニ於ケル敬禮ノ方法ニ就テノ説明

軍隊及衛兵停止間ニ於テ敬禮ヲ爲スニハ目迎目送ヲ行フヘシ目迎目送ハ捧銃捧刀ヲ爲ス場合ニハ其ノ操作ヲ終リタル後直ニ頭ヲ右(左)ニ向ケ受禮者ノ眼又ハ敬禮スヘキモノニ注目シ立銃肩刀等ノ動令ニテ頭ヲ正面ニ復シ立銃肩刀ノ儘若クハ單ニ姿勢ヲ正シテ敬禮ヲ行フ場合ニハ「頭右(左)」ノ號令ニ依リ目迎目送ヲ爲シ「直レ」ノ號令ニテ頭ヲ正面ニ復スルモノトス  
位置關係ニヨリ目迎目送ヲ爲ス能ハサルトキハ頭ヲ敬禮ヲ受クヘ

キモノニ向ケ注目ヲ爲ス

**第四百十問題** 大隊以上(騎兵ニ在リテハ聯隊以上)ノ敬禮ノ方法ニ就テノ説明

- 一、停止間ニ在リテハ大隊(騎兵ニ在リテハ聯隊)毎ニ
  - 二、行進間ニ在リテハ中隊毎ニ
- 之ヲ行フモノトス

**第四百十一問題** 軍隊及衛兵ノ敬禮ハ夜間ニ於テ行フモノナリヤ否ヤニ就テノ説明

特ニ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ行フコトナシ

**第四百十二問題** 最敬禮ヲ行フ場合ニ就テノ説明

天皇ニ拜謁スルトキ室内ニ於テハ最敬禮ヲ行フモノトス

**第四百十三問題** 最敬禮ノ要領ニ就テノ説明

- 一、最敬禮ハ不動ノ姿勢ヲ取リ先ツ天皇ニ注目シ次に上部ヲ前約四十五度ニ傾ケ頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チ帽ハ右手ニテ摘ミ



之ヲ右股ニ接シテ掛ケ帽ノ内部ヲ右股ニ對セシム刀ヲ佩フルト  
キハ柄ヲ後ニシテ左手ニテ鑲部ヲ握ルモノトス

二、最敬禮ハ玉座ヲ距ルコト約六歩ノ所ニ於テ之ヲ行フモノトス  
但シ此ノ場合ニ於テハ先ツ御室ノ外ニ於テ敬禮シタル後御室ニ  
入リテ直ニ敬禮ヲ行ヒ更ニ進ミテ最敬禮ヲナシ最敬禮終タルト  
キハ退歩シ御室ノ出口ニ於テ敬禮シ御室ヲ出テ更ニ敬禮ヲ行ヒ  
タル後退去スヘシ

前項ノ敬禮ハ最敬禮ヲ除クノ外總テ體ノ上部ヲ前約十五度ニ傾  
ケ正シク上體ノ方向ニ保チテ行フモノトス

### 第四百十四問題

賢所參拜其ノ他拜神ノトキハ如何ニ

スルヤニ就テノ說明

拜禮ヲ行フモノトス

### 第四百十五問題

拜禮ノ方法ニ就テノ說明

神靈ニ對シ最敬禮ト同一ノ方法ヲ以テ行フモノトス

### 第四百十六問題

室内及室外ノ區別ニ就テノ說明

室内トハ居室、寢室、事務室及應接所等ヲ謂フ衛兵所廊下炊事場  
及厩等ハ室外トス但シ行幸行啓アリタルトキニ限リ廊下モ室内ト  
看做スモノトス

### 第四百十七問題

室内ノ敬禮法ニ就テノ說明

室内ノ敬禮ハ體ノ上部ヲ前約十五度ニ傾ケ受禮者ノ眼又ハ敬禮ス  
ヘキモノニ注目スルノ外最敬禮ニ同シ

室内ニ入ラムトスルトキハ室外ニ於テ脱帽スルモノトス  
下士兵卒銃又ハ槍ヲ携フル時ハ前二項ニ依ラス室外ノ敬禮ヲ行フ  
モノトス

### 第四百十八問題

參内及參殿ノ節ハ何時脱帽ヲ行フヤ

ニ就テノ說明

昇殿ノ際ヨリ脱帽スルモノトス

### 第四百十九問題

賢所參拜其ノ他祭典ニ參列スルトキ



ハ何時脱帽スルモノナルヤニ就テノ説明

實所正門又ハ祭場ニ入ルトキヨリ脱帽スルモノトス

第四百二十問題 上官ノ室内ニ入ルトキノ敬禮ニ就キ

テノ説明

上官ニ面シ入口ニ於テ敬禮ヲ行フモノニシテ其ノ室ヲ去ルトキ又同シ

第四百二十一問題 上官ヨリ書類其ノ他ノ物ヲ受ケ又

ハ上官ニ之ヲ呈セントスルトキニ於ケル各種一般

ノ敬禮法ニ就テノ説明

左ニ舉クル諸項トス

- 一、敬禮ノ後適宜前進シ帽ヲ左脇ニ挟ミ右手ヲ以テ之ヲ受ケ又ハ呈シタル後舊位ニ復シ再ヒ敬禮ヲ行ヒ退却スルモノトス
- 但シ銃又ハ槍ヲ携フルトキハ左手ヲ以テ之ヲ受ケ又呈スルモノトス

二、前項ノ場合ニ於テ返簡若クハ受領證ヲ受クルトキハ適宜ノ位

置ニ退キ之ヲ待ツモノトス

三、上官ヨリ書類ヲ受ケ其ノ場ニ於テ披見ヲ要スルトキハ左手ヲ

副ヘテ披見スルモノトス

但シ銃又ハ槍ヲ携フルトキハ之ヲ體ニ托シ右臂ヲ以テ之ヲ支ヘ

(騎銃ニ在リテハ銃身ヲ右ニシ負革ヲ右臂ニ懸ク)右手ヲ副ヘテ

披見スヘシ

四、上官ヨリ官記、位記、勳記、功記及辭令書、賞狀等ヲ受クル

トキハ其ノ場合ニ於テ披見スルヲ例トス

五、命令訓示等ヲ受ケ又ハ報告ヲ爲サムトスルトキ亦前諸項ニ準

スルモノトス

第四百二十二問題 上官室内ニ來ルトキハ如何ナル敬

禮ヲ行フヤニ就テノ説明

立チテ敬禮ヲ行ヒタル後各其ノ業務ニ服シ上官其ノ室ヲ距ルトキ



ハ再ヒ立テテ敬禮ヲ行フモノトス  
但シ上官ニ應接スル者ハ其ノ間起立スルモノトス

**第四百二十三問題** 下士兵卒ノ室内ニ將校來ルトキノ敬禮ノ方法ニ就テノ説明

最初之ヲ認メタル者「敬禮」ト呼ヒ其ノ室ニ在ル者皆其ノ場ニ立テテ敬禮ヲ行ヒ將校ノ許可アリタル後各其ノ業務ニ服スヘシ但シ検査點呼等ノ場合ニ在リテハ最高級ノ者號令ヲ以テ一般ニ不動ノ姿勢ヲ取ラシメ敬禮ヲ行フモノトス

但シ講堂等ニ於テ授業若クハ作業中ニ在リテハ教官若クハ監視者ノミ敬禮ヲ行ヒ前二項ノ敬禮ヲ省略セシムルモ妨ケナシ

**第四百二十四問題** 勅使ニ對スル敬禮ノ方法ニ就テノ説明

上官ト同一ノ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百二十五問題** 廉アル宴會ニ於テ上官ト同席スル

トキノ心得ニ就テノ説明

上官ヨリ先ニ椅子ニ倚リ又ハ食卓ニ就キ若ハ離レ又ハ喫煙スルコトナキヲ禮トスルモノトス

**第四百二十六問題** 上官ヨリ廉アル宴會等ニ招カレ其ノ參著及退散ノトキハ如何ニシテ挨拶スルヤニ就テノ説明

帶刀(劔)シテ挨拶スルヲ例トス

**第四百二十七問題** 軍人室外ニテ徒手ニ於ケル敬禮ノ方法ニ就テノ説明

室外ニ於テハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外舉手注目ノ敬禮ヲ行フヘシ但右手ヲ舉クルコト能ハサルトキハ其ノ儘受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾タルモノトス

舉手注目ノ禮ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ其ノ指ヲ接シテ伸ハシ食指ト中指トヲ帽ノ庇ノ右側ニ當テ掌ヲ稍外方ニ向ケ肘ヲ肩ノ方向ニ



テ略其ノ高サニ齊クシ頭ヲ向ケテ受禮者ノ眼又ハ敬禮スヘキモノ  
ニ注目スルモノトス

**第四百二十八問題 將校拔刀ノ場合ニ於ケル敬禮ノ方  
法ニ就テノ説明**

天皇又ハ軍旗ニ對シ敬禮ヲ行フトキ其ノ他特ニ規定アル場合ニハ  
刀ノ禮ヲ行ヒ其ノ他ノ場合ニ在リテハ肩刀ニテ姿勢ヲ正シ頭ヲ向  
ケテ受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ但シ將校相當  
官ハ刀ノ禮ヲ行フコトナシ

**第四百二十九問題 下士兵卒銃若クハ槍ヲ携ヘ又ハ拔  
刀シタル場合ニ於テ敬禮ハ如何ニスルヤニ就テノ  
説明**

天皇又ハ軍旗ニ對シテハ著劍捧銃（騎兵、輜重兵ニ在リテハ著劍  
セス）捧刀又ハ捧槍（乘馬ノトキハ立槍以下同シ）ヲ爲シ目迎目  
送ヲ行ヒ上官ニ對シテハ行進間ニ在リテハ正規ノ歩法ヲ取り頭ヲ

向ケテ受禮者ニ注目シ停止間ニ在リテハ將校ニ對シテハ捧銃捧刀  
又ハ捧槍ヲ爲シ目迎目送ヲ行ヒ下士兵卒ニ對シテハ姿勢ヲ正シ立  
銃肩刀又ハ立槍ヲ爲シ頭ヲ向ケテ受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シ  
ク前ニ傾クルモノトス

**第四百三十問題 野外ニ於テ天皇ニ奏上スルトキノ禮  
式ニ就キテノ説明**

玉座ヲ距ル約六歩ノ所ニ至リ敬禮シ適宜ノ距離ニ進ミテ奏上シ奏  
上終リタルトキハ玉座ヲ距ル約六歩ノ處迄退歩シテ敬禮ヲ行ヒ退  
去スルモノトス

**第四百三十一問題 途上ニ於テ行幸ニ遇フトキノ禮式  
ニ就キテノ説明**

前驅ノ稍前ヨリ道路ノ一側ニ於テ車駕ノ通路ニ面シテ停止シ（乘  
馬者ハ其ノ儘乗車者ハ下車）車駕約八歩ニ近ツキタルトキ敬禮ヲ  
行ヒ約八歩過キ去ル迄其ノ姿勢ヲ保ツモノトス



汽車汽船等ニテ通御ノ際亦前項ニ準シ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百三十二問題**

行進間ニ於テ軍旗(上覆ヲ附セサルトキ以下同シ)若ハ上官ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキノ禮式ニ就テノ説明

- 一、將校ニ在リテハ其ノ儘敬禮ヲ行フコト
- 二、下士兵卒ニアリテハ軍旗若ハ所屬團隊長(獨立隊内ニ於ケル大隊長中隊長並ニ教導(生徒)隊ヲ有スル學校長タル將官佐官及教導(生徒)隊長同中隊長ヲ含ム)ニ對シテハ之ニ面シテ停止シ其ノ他ノ上官ニ對シテハ行進ノ儘頭ヲ受禮者ノ方ニ向ケテ敬禮ヲスルコト

**第四百三十三問題**

前問題ノ團隊長ト他ノ上官ト同行スル場合ニハ如何ニスルヤニ就テノ説明

下士兵卒ハ停止シ二人以上ノ上官ニ對スル禮式ニ準シテ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百三十四問題**

停止間ニ於テ上官其ノ傍ヲ通過スルトキハ如何ニスルヤニ就テノ説明  
之ニ面シテ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百三十五問題**

停止シアル上官ノ許ニ至ルトキハ如何ナル敬禮ヲ行フヤニ就テノ説明  
適宜ノ距離ニ於テ之ニ面シテ停止シ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百三十六問題**

途上ニ於テ勅使ニ遇フトキノ敬禮ニ就テノ説明

行進ノ儘敬禮ヲ行フモノトス

**第四百三十七問題**

途上ニ於テ軍人ノ葬儀ニ遇フトキノ敬禮ニ就キテノ説明

官職ノ如何ヲ問ハス其ノ概ニ對シ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百三十八問題**

上官ノ引率スル軍隊ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ如何ニスルヤニ就テノ説明



明

隊長ニ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百三十九問題** 軍人軍隊ヨリ敬禮ヲ受ケタルトキハ如何ニスルヤニ就テノ説明

其ノ隊長ニ答禮スルモノトス

**第四百四十問題** 室外ニ於テ上官ノ窓牖内ニ在ルヲ認メタルトキ又ハ室内ニ於テ窓牖外ニ在ル上官ヲ認メタルトキハ敬禮ヲ爲スモノナルヤ否ヤニ就テノ説明

行フモノトス

**第四百四十一問題** 一、二等卒及之ト同級ノ者ハ歩哨ニ對シ敬禮ヲ行フヤニ就キテノ説明

行フモノトス

**第四百四十二問題** 汽車、電車、馬車、人力車及ヒ船

等ニ乗リタルトキ上官ニ行遇ヒ若クハ其ノ傍ヲ通過シ又ハ船車内ニテ上官ニ遇フトキノ禮式ニ就テノ説明

乗座ノ儘姿勢ヲ正シ敬禮スルモ妨ケナシ但シ船車内ニ於テハ成ルヘク上官ニ其ノ席ヲ讓ルヲ禮トス

船車内ニ於テ敬禮ヲ行フニ危險ヲ感スルトキ又自轉車ニ乗リタルトキハ單ニ注目ヲ以テ敬禮ニ代ウルコトヲ得ルモノトス

**第四百四十三問題** 船車等ニ乗レル上官ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ之ニ敬禮ヲ行フモノナルヤニ就キテノ説明

行フモノトス

**第四百四十四問題** 室外ニ於テ上官ヨリ書類其ノ他ノモノヲ受ケ又ハ呈セントスルトキノ敬禮ニ就キテノ説明



室外ノ敬禮ヲ行フノ外其ノ動作ハ室内ニ於ケルモノニ同シ

**第四百四十五問題** 上官ヨリ命令訓言等ヲ受ケ又ハ報告ヲ爲サムトスルトキハ如何ニスルヤニ就テノ說明

適宜ノ距離ニ於テ敬禮ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テ舉手注目又ハ刀ノ禮ニ在リテハ上官ノ許可アル迄其ノ姿勢ヲ保ツモノトス  
前二項ノ場合ニ於テ乘馬者徒歩ノ上官ニ對スルトキハ野外勤務ニ於ケル傳令ノ場合ヲ除クノ外ハ敬禮ヲ行ヒタル後下馬スヘシ但シ上官ノ許可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第四百四十六問題** 上官ト同行スルトキノ禮式ニ就テノ說明

上官ノ行進ヲ妨ケサル如ク其ノ左側（二人以上ナルトキハ兩側ニ離レ）又ハ後方ニ就キ上官ノ步調ニ合ハヌヲ禮トス但シ誘導者ハ此ノ限ニ在ラス

**第四百四十七問題** 下士兵卒集團シ又ハ同行スルトキ

上官ニ行遇ヒ又ハ上官其ノ傍ヲ通過スルトキ其ノ他敬禮ヲ行フヘキ場合ニ於ケル注意ニ就テノ說明

最初之ヲ認メタル者要スレハ「敬禮」ト呼ビ注意スルモノトス

**第四百四十八問題** 演習中上官ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ

通過スルトキハ敬禮ヲ行フヤ否ヤニ就テノ說明

敬禮ヲ行フコトナク單ニ其ノ旨ヲ告知スルモノトス

**第四百四十九問題** 衛兵ノ敬禮法ニ就キテノ說明

衛兵ハ

- 一、天皇、皇族及左ニ列記スルモノニ對シテハ門外又ハ衛舎前ニ整列シ銃又ハ槍ヲ執リ（野戰砲兵ハ不動ノ姿勢ヲ取ル以下同シ）敬禮ヲ行フモノトス
- 但シ天皇ヲ除クノ外ハ其所在ノ門ヲ出入スルトキニ限ル
- 1. 軍旗



2. 將校ノ引率スル武裝シタル軍隊
3. 元帥、陸軍大臣、參謀總長、教育總監、陸軍大將及ヒ特命檢閱使タル將官
4. 衛戍司令官（東京衛戍總督ヲ含ム以下同シ）及團隊長（教導（生徒）隊ヲ有スル學校長タル將官佐官ヲ含ム）
- 二、臺灣朝鮮及滿洲ニアル軍隊ノ衛兵ハ總督都督及軍司令官ニ對シテハ前項第三號ニ掲クル者ニ對スルト同一ノ敬禮ヲ行フモノトス
- 三、衛戍司令官ニ對シテハ其ノ衛戍地ノ衛戍衛兵團隊長ニ對シテハ其ノ部下團隊ノ風紀衛兵ノミ敬禮スルモノトス
- 四、前條衛兵ノ敬禮ハ軍隊停止間ノ敬禮ニ同シ
- 五、衛兵司令ヨリ上官タル將校其ノ所在ノ門ヲ出入スルトキハ衛兵中最初ニ之ヲ認メタル者「敬禮」ト呼ヒ現在スル者其ノ場ニ立テテ姿勢ヲ正シ衛兵司令ハ其ノ將校ニ對シ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百五十問題** 步哨ハ如何ナルモノニ對シ敬禮ヲ行フヤニ就テノ說明

步哨ハ天皇、皇族及左ニ列記スルモノニ對シ敬禮ヲ行フヘシ

- 一、軍旗
- 二、軍隊
- 三、將校
- 四、下士、上等兵及之ト同級ノ者

**第四百五十一問題** 步哨ノ天皇、皇族、軍旗及將校ニ對スル敬禮ノ方法ニ就テノ說明

著劍捧銃（著劍シアサルトキハ將校ニ對シテハ其ノ儘之ヲ行ヒ又ハ騎兵輜重兵ニ在リテハ著劍セス）捧槍ノ禮ヲ行ヒ目迎目送ヲ爲スモノトス

**第四百五十二問題** 步哨ノ下士、上等兵及之ト同級ノ者ニ對スル敬禮ノ要領ニ就テノ說明

立銃、立槍ノ儘、姿勢ヲ正シ頭ヲ敬禮ヲ受クヘキモノノ方ニ向ケ之ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クルモノトス



**第四百五十三問題** 步哨軍隊ニ對スル敬禮ノ方法ニ就

キテノ説明

姿勢ヲ正シ其ノ隊長ニ對シテ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百五十四問題** 步哨ハ夜間ニ在リテハ敬禮ヲ行フ

ヤ否ヤニ就テノ説明

敬禮ヲ行フモノタルコトヲ識別シタルトキハ敬禮スルモノトス

**第四百五十五問題** 步哨敬禮ノ要領ニ就テノ説明

步哨敬禮ヲ行フニハ通常其ノ位置ニ立チ（哨舎内ニ在ルトキハ之

ヨリ出スヘシ）敬禮ヲ受クヘキモノ約八歩ノ前ニ來ルトキ之ヲ行

ヒ約八歩過去ル迄其ノ姿勢ヲ保ツヘシ

但シ動哨ニ在リテハ其ノ位置ニ於テ敬禮ヲ行フモ妨ケナシ

複哨ハ同時ニ敬禮ヲ行フモノトス

**第四百五十六問題** 步哨ニシテ兵卒ヨリ敬禮ヲ受ケタ

ルトキハ如何ニスルヤニ就テノ説明

立銃又ハ立槍ノ儘姿勢ヲ正シ頭ヲ向ケテ注目シ體ノ上部ヲ少シク  
前ニ傾ケテ答禮スルモノトス

**第四百五十七問題** 步哨ニシテ敬禮ヲ爲ササルコトア

リヤニ就テノ説明

步哨ニシテ職務執行ノ爲メ已ムヲ得サル場合ニ在リテハ敬禮ヲ行

ハサルモ妨ケナシ

**第四十二章 衛生ニ就テ**

**第四百五十八問題** 醫務室ニ就キテノ説明

醫務室ハ患者ノ診斷治療、身體検査、種痘、見習醫官、軍醫生、  
衛生部下士以下ノ教育其ノ他衛生ニ關スル一切ノ事務ニ服スルヲ  
謂フ

**第四百五十九問題** 診斷ノ結果ニ依リ患者ヲ何種ニ區  
別スルヤニ就テノ説明



- 一、就業 當日ノ業ニ就カシムルモノ
- 二、練兵休 練兵衛兵其ノ他勞働ヲ要スル勤務ヲ休マシムルモノ
- 三、入室 休養室ニ入ラシムルモノ
- 四、入院

**第四百六十問題 入室患者ノ守ルヘキ規定ニ就キテノ**

説明

- 一、攝生、服藥、飲食等ハ總テ衛生部員ノ指圖ニ從フコト
- 二、衛生部員ノ許可ナクシテ室外ニ出テ又ハ他人ニ面會スヘカラサルコト
- 三、室内ニ於テ吟歌、高聲其他喧噪ノ行爲アルヘカラサルコト
- 四、上級者來室トノキハ寢臺ニ座シ受禮者ニ注目シ敬意ヲ表スルコト

**第四百六十一問題 衛生上注意スヘキ諸件ニ就キテノ**

説明

- 一、溝渠下水ハ常ニ疎通ヲ善クシ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ特ニ清潔ヲ主トスルコト
- 二、下水溜、厠及塵捨場等ハ能ク掃除スヘシ不潔物ヲ滿積シ又ハ近傍ヲ汚サ、ルコトニ注意スルコト
- 三、除隊及入院者ノ被服、寢具等ハ數日間日光ニ曝ラシ能ク掃除シ病毒汚染ノ恐アルモノハ消毒スルコト
- 四、夏季又ハ傳染病流行ノ恐アルトキ其ノ他必要ノ場合ニハ適宜ノ場所ニ湯茶ヲ備ヘ生水ノ飲用ヲ禁スルコト
- 五、劍術道具、理髮器械ハ常ニ清潔ニシ時々消毒スルコト
- 六、鼠、蠅、蚊等ハ傳染病ノ媒介ヲ爲スモノナルヲ以テ其驅除ヲ勉ムルコト
- 七、「トラホーム」、疥癬、痲疾等ヲ患フル者ノ爲ニ洗面盥ヲ區別シ置クコト
- 八、入浴ヲ怠ラス頭、面、手足ヲ洗ヒ爪ヲ剪リ齒ヲ磨キ總テ身體



ヲ清潔ニスルコト

- 九、被服寢具ハ時々日光ニ曝ラシ能ク塵ヲ掃フヘシ殊ニ夏衣袴、襦袢、袴下、靴下等ハ不潔ナラサル様注意スルコト
- 十、被服ニ塵ノ付キシトキハ室内ニ入ル前能ク掃除スルコト
- 十一、過飲過食ヲ慎ミ殊ニ變敗ノ兆アル飲食物未熟ノ果物ヲ避クヘシ練兵其ノ他激働後一時ニ多量ノ飲物ヲ用フヘカラサルコト
- 十二、茶碗、箸、手拭等ハ各自ノ専用ト爲スヘシ決シテ他人ト貸借シ又ハ混用スヘカラサルコト
- 十三、入寢後ハ下著、寢具ヲ脱セサル様注意スヘシ特ニ腹部ヲ露出シテ眠ルヘカラサルコト

### 第四十三章 救急ノ所置ニ就テ

### 第四百六十二問題 救急法ニ就テノ説明

戦闘中負傷シタルトキ又ハ急入病氣ニ罹リタルトキ醫官ノ診断ヲ

受ケル暇ノナキト其ノ傷及病ヲ重カラシメサル爲メ一時手當ヲ爲ス方法ヲ云フ

### 第四百六十三問題 救急ノ手當ヲ爲スモノニ就テノ説明

- 次ノ二トス
- 一、創傷
- 二、急病

### 第四百六十四問題 創傷ノ處置ヲ爲スニ當リ常ニ心得

ヘキ事項ニ就テノ説明

- 左ノ四トス
- 一、創ノ癒ユルヲ妨クルハ病原菌ノ創ヨリ入ルニ因ル病原菌ハ空氣中ニ雜レル塵ニ附キ居ルカ故ニ創ヲ開キ置ケハ塵ト共ニ降りテ之ニ附ク手ノ指モ消毒ヲ經ルニアラサレハ病原菌ノ附キ居ルコトヲ免レス故ニ創ニ指ノ觸ルルハ有害ナルコト
- 二、紙、手巾其ノ他ノ布片モ亦病菌附キ居ルコトアルヲ以テ創ニ



觸レシムヘカラサルコト

三、創ヲ拭ヒ淨メ又洗ヒ淨メント欲スルトキハ却テ之カ爲メニ病菌ヲ創ニ入ラシムル虞アリ故ニ拭ヒ去ヲ禁スルコト

四、彈丸衣片ノ如キ異物創口ニ見ハルトキモ拔キ除カント欲スルコト勿レ創ニ血ノ凝リ着キタルトキハ之ヲ剝キ取ラサルコト

**第四百六十五問題** 繃帶ハ何人ニテモ施シ得ルモノナルヤニ就テノ説明

繃帶ハ衛生部員ノ施スヘキモノトス衛生部員在ラサルトキハ擔架卒若クハ補助擔架卒之ヲ施ス而シテ以上ノ者附近ニアラサルトキハ下士卒創ヲ露ハシ繃帶包ヲ以テ繃帶ヲ施スモノトス

**第四百六十六問題** 溫存ニ就テノ説明

溫存トハイタルコトヲ謂フ

**第四百六十七問題** 創ヲ露ハスニハ創部ノ溫存ヲ要スト然ラハ之カ爲メ必要ナル所置ニ就テノ説明

左ニ列記スルコトトス

- 一、衣ヲ脱クニハ健側ヨリシ再ヒ著ルニハ創側ヨリシテ創ヲ溫存スルコト
- 二、襦袢ハ翻轉スルコト
- 三、袴、袴下ハ左右同時ニ徐ニ引キテ脱カシムルコト
- 四、靴ヲ脱カシムルトキハ一手ヲ靴ノ踵ニ掛クルコト
- 五、袖、袴、襦袢、袴下、靴ハ要スルトキ截リ開キ又ハ縫目ニ沿ヒテ解クコト
- 六、血ニ塗レ若クハ汚レタル被服ノ一部ハ創ノ周圍ヨリ除キ去ルコト

**第四百六十八問題** 繃帶包ノ結構ニ就キテノ説明

繃帶包ハ三角巾一枚、昇汞「ガーゼ」四枚、「ガーゼ」包二枚及ヒ被包布一枚ヨリ成ル

繃帶包ハ疊ミタル「ガーゼ」二枚包ヲ包紙ニテ包ミ其ノ二包ヲ疊ミ



タル三角巾ニ挿ミ此ノ三角巾ヲ被包布ニテ包ミ縫ヒ封緘紙ヲ貼リ  
テアルモノトス

**第四百六十九問題** 繃帶包ハ何レニ納レ置クヤニ就キ  
テノ説明

衣ノ左裾裏トス

**第四百七十問題** 繃帶包ノ用法ニ就キテノ説明

左ノ如シ

- 一、繃帶包ヲ用ユルニハ被包布ヲ解キ包紙ヲ破リ「ガーゼ」ヲ兩指  
ニテ撮ミ物ニ觸レサルヤウ「ガーゼ」ヲ開キ指ノ觸レサル處ヲ創  
ニ當テ殘レル「ガーゼ」ヲ其ノ上ニ疊ミ三角巾ニテ卷クコト
- 二、一度開キタル繃帶包ノ中「ガーゼ」ハ一時ニ使ヒ盡スヲ要ス而  
シテ被包及包紙ハ創ニ用ヒサルコト
- 三、創口ニケ所アラハ「ガーゼ」一包宛、ニケ所以上アラハ一枚宛  
用ヒ殘レル「ガーゼ」ハ重キ創口ニ當ルコト

**第四百七十一問題** 上肢ニ繃帶ヲ施シタルトキ之ヲ支

フル方法ニ就キテノ説明

衣ノ鈕ヲ外シテ手ヲ懷ニ入レ又ハ前膊ヲ胸ノ前ニ吊リテ支フルモ  
ノトス

**第四百七十二問題** 上肘又ハ下肘ノ骨折シタル徵候ハ

如何ニシテ知ルコトヲ得ルヤニ就テノ説明

上肢又ハ下肘ノ骨折シタル徵候ハ手足ノ位置常態ニ變リ形ヲ變シ  
短カクナリ曲リテ角ヲナシ痛甚タシクシテ腫レ居ルニテ知ルヘシ  
又患者ノ自ラ手足ヲ動スコト能ハス之ヲ動カサントスルトキハ劇  
シク痛ヲ覺ユルニテ知ルモノトス

**第四百七十三問題** 上肘又ハ下肘ノ骨折シタル際嚴禁  
セラレタル事項ニ就テノ説明

骨ノ折レタル處ノ皮ニ創アラハ其ノ創ニ觸ルヘカラサルハ勿論折  
レタルヤ否ヤヲ知ラント欲シテ傷キタル手足ヲ動カシ折レタル骨



端ニ軌音ヲ生セシメ又ハ曲リタルヲ直サント欲スルコトハ嚴禁トス

第四百七十四問題 肘ヨリ上又ハ肘ヨリ下折レタル時

ハ如何ニ所置スルヤニ就テノ説明

簾、新シキ蓆ノ如キモノニシテ卷キ又ハ軟ナルモノヲ當テタル上ニ内側ニ短キ棒ノ類外側ニ長キ棒ノ類ヲ當テ、括リ胸ニ吊リテ支エ又健側ノ手ニテ支エ持タシムルモノトス

第四百七十五問題 膝ノ直上又ハ膝ヨリ下折レタルト

キハ如何ニシテ手當チ行フヤニ就テノ説明

單ニ長キ藁束又ハ卷キタル外套ノ一端ヲ太腿ノ中央ノ内側ニ當テ蹠ニテ折リ曲ケ他ノ端ヲ太腿ノ中央ノ外側ニ達セシメ膝ノ上下ニテ括リ附ケ支フルモ可ナリ  
又先ツ軟キ物ヲ當テタル上ニ下肢ノ内側ニ太腿ノ中央ニ達スル棒ノ類ヲ當テ括リ附クルモノトス

第四百七十六問題 止血法ヲ緊要トスルハ何故ナルヤ

ニ就テノ説明

戰場ニ於テ卒ニ死スル者ハ出血ニ原因スルコト多キヲ以テナリ

第四百七十七問題 出血ヲ區別スレハ何種トナルヤニ

就キテノ説明

左ノ二種トス

- 一、靜脈出血
- 二、動脈出血

第四百七十八問題 靜脈出血ニ就テノ説明

靜脈出血トハ創ノ全面ヨリ平齊ニ出血シ其ノ量多カラス其色暗紅ニシテ迸出セルモノヲ謂フ

第四百七十九問題 動脈出血ニ就テノ説明

動脈出血トハ創口ヨリ鮮紅色ノ血迸出シ其ノ量多キモノヲ云フ

第四百八十問題 上肢又ハ下肘ノ創ヨリ出血スルコト

多量ナラサル際ノ止血法ニ就テノ説明



之レヲ擡ケ舉ケテ吊リ又ハ下ヨリ支フルトキハ血ハ止マルモノト  
ス

**第四百八十一問題**

上肘又ハ下肘ヨリ出血スルコト稍  
多キモ衛生部員擔架卒等在ラサルトキノ止血法ニ  
就キテノ説明

骨ノ折レ居ラサル限リハ甲ハ其ノ上肘又ハ下肢ヲ堅テ乙ハ「ガー  
ゼ」ヲ創ニ當テ「ガーゼ」ヲ疊ミテ三角巾ニテ括リ高ク支持スルモ  
ノトス

**第四百八十二問題**

指、口ノ近傍上肘又ハ下肘ヨリ出  
血スルコト甚タ多キニ衛生部員擔架卒等在ラサル  
トキハ如何ニシテ止血スルヤニ就テノ説明

創ヨリ心臟ニ近キ脈ノアル所ヲ骨ニ向ケ壓シテ止血スルモノトス

**第四百八十三問題**

指ヨリ出血スルトキノ止血法ニ就  
キテノ説明

指ノ根ノ兩側ニ拇指ト示指トヲ當テ強ク撮ムモノトス

**第四百八十四問題**

手又ハ前膊ヨリ出血スルトキノ止  
血法ニ就キテノ説明

左ノ如シ

一、ニノ腕力瘤ノ内側ナル淺キ溝アル所ニ兩手ノ拇指ヲ當テ他ノ

指ヲ後ニ廻シテ握リ拇指モテ強ク壓スルコト

二、又傷者自ラ之ヲ行フニハ拇指ノ尖ヲ上ニ記セル溝ニ當テ手掌

ヲ前ニ廻シテ握リ拇指ノ尖ニテ壓スルコト

**第四百八十五問題**

臂ノ上部或ハ腋ノ下ヨリ出血スル  
トキノ止血法ニ就テノ説明

頸ノ下鎖骨ノ上ノ窪ニ拇指ノ尖ヲ當テ深ク内下方ニ向ヒ壓スルモ  
ノトス

**第四百八十六問題**

口ノ近傍ヨリ出血スルトキノ止血  
法ニ就キテノ説明



下顎骨ノ角ノ少シ前ヲ骨ニ向ヒ壓スルモノトス

### 第四百八十七問題 脚ヨリ出血スルトキノ止血法ニ就

キテノ説明

鼠蹊ノ中央ノ下ニ兩拇指ヲ當テテ壓スルモノトス

### 第四百八十八問題 上肢又ハ下肢ヨリ出血スルコト甚

タ多キ爲メ指ニテ壓シテ補助擔架卒等ヲ待テトモ來ラサルトキハ如何ナル所置ヲ行フヤニ就テノ説明

左ノ所置ヲ施スモノトス

- 一、創ヨリ上ノ脈ノ上ニ圓キ物ヲ當テ疊ミタル三角巾ノ類ニテ緩ク卷キ末端ヲ結ヒ之ニ棒ノ類ヲ挟ミ廻シテ緊メ血止マルニ至リテ挾ミタル物ノ一端ヲ止メ置クコト
- 二、此ノ如クシテ緊メタル處ヨリ下感覺ヲ失ヒ冷ニナリ紫色ヲ帶フルトキハ脈ヲ指ニテ壓シテ卷キタル物ヲ緩メ暫クアリテ再ヒ

### 緊ムルコト

- 三、緊メテヨリ二時間ナルトキハ卷キタル物ヲ除キ若シ尙ホ「ガ」  
「ゼ」アラハ之ヲ創ニ當テ壓シテ補助擔架卒等ノ至ルヲ待ツコト

### 第四百八十九問題 三角巾ノ使用法並ニ疊ニ三角巾ニ就

キテノ説明

三角巾ハ或ハ開キタル儘用ヒ或ハ尖頂ヨリ順次ニ疊ミテ巾二寸許ノ帶トナシテ用ユルモノトス而シテ後ナルモノヲ疊ニ三角巾ト名ツク

### 第四百九十問題 身體ノ部位ニ隨ヒテ三角巾ノ卷キ方

ニ就キテノ説明

即チ左ニ記載スルカ如シ

- 一、眼、耳、額、頬、頤、手足ノ少サキ創ヲ卷キ或ハ骨ノ折レタルニ棒ノ類ヲ副ヘテ括ルニハ疊ニ三角巾ヲ以テ爲スコト



- 二、頭ノ創ヲ卷クニハ開キタル儘其ノ中央ヲ頭ノ頂ニ置キ下縁ヲ額ニ當テ兩端ヲ頭ノ後ニ廻シ額ニ戻シ結ヒテ止メ後ニ垂レタル尖頂ヲ折リ返シテ頭ノ頂ニ至リ巾ノ一端ト結ヒ合ハスコト
- 三、胸ノ創ニハ巾ノ中央ヲ胸ニ當テ尖頂ハ創側ノ肩ヲ越エサセテ後ニ引キ下縁ニテ胸ノ周圍ヲ纏ヒ兩端ヲ左右ノ腋ノ下ヨリ背ニ廻シテ結ヒ更ニ肩ノ後ニ垂レタル尖頂ノ一端トヲ結フコト
- 四、背ノ創ノ卷キ方ハ胸ノ創ニ同シ後ヨリ前ニテ結フカ異ナルコト
- 五、臀ヲ卷クニハ尖頂ヲ上ニ向ケ下縁ニテ太腿ヲ纏ヒ後上ニ向ケタル尖端ヲ禪ノ紐(又ハ腰ノ周圍ニ結ヒタル劍帶等)ノ下ニ通シ折リ返シテ巾ノ一端ト結ヒ合ハスコト
- 六、肩ノ卷キ方ハ臀ノ創ニ同シキコト
- 七、上肢若クハ下肢ノ骨ノ折レタルトキハ棒ノ類ヲ當テ少クトモ二ヶ所ヲ結ヒ支フルコト

- 八、手ノ創ヲ卷クニハ三角巾ヲ二ツニ折リ或ハ切りテ手巾トナシ其ノ下縁ヲ手首ノ方ニ向ケテ手ノ下ニ敷キ尖頂ヲ折リ反シテ手ヲ被ヒ以テ兩端ヲ廻シテ手首ヲ纏ヒ結フコト
- 九、上肘ヲ胸ノ前ニ吊ルニ開キタル三角巾ヲ用フルトキハ一端ヲ創ナキ方ノ肩ヲ越エサセ背ニ垂レ置キ一端ヲ胸ノ前ニ垂レ創アル上肢ノ前膊ヲ巾ノ中央ニ當テ尖端ヲ肘ノ後ニ餘シ置クコト一ニ寸前ニ垂レタル端ヲ前膊ノ前ヨリ上ニ向ケテ引キ創アル方ノ肩ノ上ニ送り頸ノ後ニテ背ニ垂レタル端ト結フコト
- 十、疊三角巾ニテ吊ルニハ兩端ヲ結ヒテ環トナシ結ヒタル處ヲ頸ニ掛クルコト
- 十一、足ノ創ノ卷キ方ハ手ノ創ノ卷キ方ニ同シキコト

**第四百九十一問題 卒倒ニ對スル手當ニ就キテノ説明**

左ニ舉クル事項トス

- 一、背囊ヲ卸ロシ被服ノ束縛ヲ除キ空氣ノ流通好キ處ニ臥サシム



ルコト

- 二、室内ニテハ窓ヲ開キ室外ニテハ蔭アル地ヲ選フコト
- 三、尋常臥サシムルニハ頭ヲ低クス顔赤キトキニ限り頭ヲ高クシテ之ヲ冷スコト
- 四、聲高ク喚ヒ醒マシ鼻ノ穴ヲ刺戟シ醋ノ如キ臭強キモノヲ嗅カシメ額胸ニ水ヲ灌キ額、顳顬ニ火酒ヲ塗リテ摩リ脛上肢、下肢ヲ毛織ノ布ニテ心臟ノ方ニ向ケテ摩リ胸、掌、蹠ヲ刷毛ニテ擦ル等場合ニ依リテ試ムルコト
- 五、吐クトキハ頭ヲ横ニ向クルコト
- 六、呼吸弱キトキハ人工呼吸法ヲ行フコト
- 七、醒メタルトキハ冷シタル湯茶又ハ水ヲ飲マシムルコト

### 第四百九十二問題 火傷及電氣傷ノ手當ニ就キテノ說明

左ノ如キ方法トス

- 一、火傷(湯傷)電氣傷ハ徐ニ傷處ヲ露ハスヘシ衣片ノ皮ニ膠着シタル處ハ強ク引キ離サス剪ニテ周圍ヲ切り取ルコト
- 二、皮赤ク爲リタルノミナルトキハ水ニテ冷スコト
- 三、水泡ヲ生シタルトキハ薄皮ヲ破ラサルコト
- 四、皮爛シタルトキハ「ガーゼ」ニテ掩ヒ繃帶スヘシ「ガーゼ」ナキトキハ新ナル布片ニ清潔ナル油ヲ塗リ掩フコト
- 五、指ハ一本毎ニ繃帶スルコト

### 第四百九十三問題 被服ノ燃ユル者アラハ如何ニ處置スルヤニ就テノ說明

靜ニ地ニ僵レシメ被服、寢具等ヲ以テ覆フモノトス

### 第四百九十四問題 喝病ニ對スル手當ノ要領ニ就キテノ說明

左ノ事項トス

- 一、背囊ヲ卸シ被服ノ束縛ヲ除キ空氣ノ流通好キ處ニ臥サシムヘ



シ風サシムルニハ蔭アル地ヲ選フコト

二、頭ヲ高クスルコト

三、扇ノ類ニテ風ヲ送ルコト

四、顔、胸ニ水ヲ灌キ濡シタル布片ニテ胸ヲ覆フヘシ氷アラハ手

拭ニ包ミ頭胸ニ當ツルコト

五、上肢、下肢ヲ摩スルコト

六、呼吸弱キトキハ人工呼吸法ヲ行フコト

七、醒メタルトキ冷メタル湯茶又ハ水ヲ飲マシメ又ハ醋ノ如キ強

キ臭アル物ヲ嗅カシメ再ヒ失心スルヲ防クコト

八、醒メテ忽チ眠ルモノハ危シ故ニ監視ヲ怠ラサルコト

### 第四百九十五問題 凍傷ノ手當ニ就テノ説明

一、豫防用ノ軟膏類アルトキハ鼻、耳、手ノ指、足ノ趾ニ塗ルコト

二、紫色ニナリタル處ハ雪、氷若クハ冷水ヲ用ヒテ輕ク永ク摩ス

ルコト

三、水泡ヲ生シ又暗黒色ヲ呈スルトキハ火傷ト同シ手當ヲナスコト

### 第四百九十六問題 凍死ノ手當ニ就キテノ説明

一、凍死シタル人ノ體ハ折レ損シ易キカ故ニ觸レ動かスニハ温存ノ意アルコト

二、風ヲ受ケサル地又ハ家屋アラハ冷カナル室ニ移スコト

三、被服ヲ除クコト

四、雪ニテ又ハ水ニ浸シタル布ニテ輕ク摩ルコト

五、體柔ナルニ至ラハ冷ナル寢具ノ上ニ移シ乾キタル毛織物又ハ

布片ノ類ヲ以テ全身ヲ摩ルコト

六、要ストルキハ人工呼吸法ヲ行フコト

七、醒メタルトキハ微温ナル湯茶ヲ飲マシメ次テ酒類ヲ飲マシムルコト



八、寢具ヲ被フニハ次第ニ厚クシ室ヲ煖ムルニハ徐ニ煖ムルコト

### 第四百九十七問題 溺水ノ手當ニ就テノ説明

- 一、被服ヲ除クコト
- 二、淨キ布片ヲ示指ニ纏ヒ口ト咽トノ坵土等ヲ撈ヒ出スコト
- 三、次ニ腹ニ丸メタル被服ヲ當テ又ハ腹ヲ我カ膝ニ當テ、俯サシメ掌ヲ溺者ノ額ニ當テ、首ヲ反ラセ背ヲ打チ水ヲ吐カシムルコト
- 四、體ハ倒ニ吊ラサルコト
- 五、要スルトキ人工呼吸法ヲ行フコト

### 第四百九十八問題 窒息者ヲ救ヒ出ス際注意スヘキ諸件ニ就キテノ説明

- 左ノ事項トス
- 一、室内ニ炭氣、瓦斯等溢レタルトキハ戸ヲ開クヘシ要スルトキハ扉ヲ壊ツコト

二、瓦斯溢レタル室ニハ火ヲ携ヘサルコト

三、井、窖、坑道ノ中ニ有害氣類アルトキハ布ノ類ヲ振り動シ又ハ開キタル傘ニテ換氣ヲ圖ル等ノ手當ヲ試ルコト

四、差シ入レタル燭火ノ滅ユルハ尙有害類ノ殘レル徵ナルコト

五、救助ノ爲メニ之ニ入ルニハ醋ニ浸シタル布又ハ海綿ヲ口ニ當テ救助索ヲ胸ト肩トニ結ヒ手ニ信號索ヲ結ヒテ入ルコト

### 第四百九十九問題 窒息者ノ手當ニ就テノ説明

左ノ方法トス

- 一、通氣好キ所ニ置キ顔ト胸トニ水ヲ灌キ又ハ水ニ浸シタル布片ヲ當ツルコト
- 二、要スルトキハ人工呼吸法ヲ行フコト

### 第五百問題 埋没假死ノ手當ニ就テノ説明

左ノ如シ

- 一、埋没者ヲ救ヒ出サントスルトキハ土ノ再ヒ崩ル、コトアルヲ



慮ルコト

二、體ヲ動かカスノトキ容易ニ知リ難キ處ノ骨折レタルコトアルヲ慮リ温存ニ注意スルコト

三、鼻、口、咽ノ土等ヲ除クコト

四、次テ人工呼吸法ヲ行フコト

### 第五百一問題

咬傷、螫傷ニ對スル手當ニ就テノ説明

左ノ事項トス

一、創ノ周圍ヲ輕ク壓シテ血ヲ出スコト

二、創ニ「ガーゼ」ヲ當テ、繃帶スルコト

三、上下股ヲ咬マレ又ハ螫シタルトキハ創ヨリ心臟ニ近キ處ヲ括ルコト

### 第五百二問題

中毒ノ手當ニ就テノ説明

左ノ法トス

一、自ラ吐カサルトキハ指ノ尖若クハ羽ニテ刺戟シ又多ク微温湯

鹽湯ヲ飲マセ吐ヲ促スコト

二、生卵、牛乳、食用油「バター」若クハ湯茶ハ毒ヲ稀クスル功アリ

但シ燐、斑猫ノ毒ニハ牛乳、油「バター」ヲ禁スルコト

### 第五百三問題

人工呼吸法トハ何ソヤ並ニ之ニ關スル

必要ナル注意ニ就テノ説明

左ニ列記セル事項トス

一、地ニ敷クヘキモノアラハ敷クコト

二、衣ヲ脱カセ袴ヲ開キテ仰キ臥サシメ被服ノ類ヲ卷キタルヲ背ニ插ミ胸ヲ高クシ頭ヲ低クスルコト

三、兩上肘ハ頭ノ上ニ頭ヲ押ヘタル形ニ置クコト

四、乙救助者アラハ頭ノ前ニ跪キ下顎ノ角ヲ推シテ下ノ齒列ヲシ

テ上ノ齒列ヨリ前ニ出テシムルコト

五、乙救助者ナクハ甲救助者舌ヲ引キ出シテ布片ニテ頤ニ括リ附

クヘシ又線ニテ舌ヲ縛リ絲ヲ頂ニ廻シテ結ヒ或ハ舌ヲ箸ノ如キ



二本ノ棒ニテ挾ミ兩側ヲ縛リ棒端ニテ頤ニ支エ口ヨリ出シ置ク  
 コト  
 六、甲救助者ハ假死者ノ腰ニ跨リテ跪キ兩手ノ掌ヲ開キ假死者ノ  
 兩脇ノ下端ニ當テ自己ノ身ヲ伏セツ、助ヲ絞ル様ニ壓スルコト  
 七、暫クシテ甲救助者ハ急ニ身ヲ起シツ、兩手ヲ放ツコト此ノ動  
 作ハ間ヲ置キテ反覆スルコト凡一分間ニ十六度ナルヘシ  
 又此ノ動作ハ假死者目ヲ息スルニ至ル迄續クヘシ時トシテハ一  
 時間以上續ケテ功アルコトアリ早ク見捨ツヘカラス

**第四十四章 傳染病ノ豫防ニ就テ**

**第五百四問題 傳染病ノ起ル原因並ニ其ノ豫防法ニ就**

テノ説明

傳染病ハ創ノ瘡ユルヲ妨クル病原菌ト似タル種々ノ小サキ生物アリテ體ニ入ルニ由リテ起ル而シテ其ノ豫防法トハ此ノ生物ヲ體ニ

入レシメサル方法ヲ云フ

**第五百五問題 傳染症ノ種類ニ就テノ説明**

左ノ種別トス

- 一、虎列刺
  - 二、赤痢
  - 三、腸窒扶私
  - 四、「ベスト」
- 以上四病ニ痘瘡、發疹窒扶私、猩紅熱、實扶的里ヲ加ヘタルモノヲ法律ニテ傳染病ト定ム其他左ノ如シ
- 一、麻刺里亞
  - 二、結核
  - 三、花柳病
  - 四、「トラホーム」

**第五百六問題 傳染病ノ豫防上常ニ心得ヘキ事項ニ就**

テノ説明

- 左ノ諸件トス
- 一、凡テ清潔ヲ保持スルコト
- 之カ爲メ



1. 室、被服、寢具及身體ハ清潔ニ保持スルコト
2. 手ヲ屢々洗フコト
3. 人ノ手拭ヲ借用セサルコト
4. 人ノ寢具ヲ著ルトキハ顔、頸ニ當ル所ニ手拭ヲ被フコト
- 二、咳アル人ニ近ツキテ呼吸ハ成ルヘクセサルコト
- 三、塵ヲ起サ、ルコト
- 四、飲食物ニ非ラサルモノヲ口ニ入レサルコト
- 五、書ヲ讀ムトキ指ヲ舐リ鉛筆、毛筆ノ軸等ヲ口ニ入レサルコト
- 六、指ニテ目ヲ摩ラサルコト
- 七、水ハ成ルヘク飲ムコト少ナキヲ可トス而シテ十分煮タル湯茶モ淨メサル器ニ盛リ又掩ハサル器ニ盛リテ時ヲ經ルトキハ危キヲ以テ用ヒサルコト
- 八、生牛乳ヲ飲マサルコト
- 九、食物ハ十分煮タルモノヲ食スルコト

十、蠅ノ止リタル飲食物ヲ食セサルコト

十一、腐リタル疑ヒアル飲食物ヲ飲食セサルコト

1. 獸肉ハ腐ルトキハ色變リ指ニテ壓ストキハ指ノ痕ヲ留ムルモノトス

2. 魚ハ腐ルトキハ目濁ルモノトス

3. 總テ肉類ハ腐ルコト甚タシトキハ臭アルモノトス

4. 腐リタル肉ノ毒ハ煮テモ滅セサルコトアルモノトス

5. 米ニ黴ノ生シタルハ危険ナルモノトス

6. 粉ハ握リテ放ツトキ直ニ散セサルヲ腐リタル黴トスルモノトス

十二、室内ノ通氣ヲ好クスルコト

十三、泥靴ヲ室内ニ入レサルコト

十四、室ノ内外人ノ手ノ多ク觸ルル箇所ニハ病原菌ノ著キ居ル虞アルコト



十五、乾スコトハ豫防ノ功アリ故ニ被服、寢具、陣營具、私物、室内總テ乾キ居ルコトニ注意スルコト

第四十五章 將校集會所及下士集會所ニ就テ

第五百七問題 將校集會所ニ就テノ説明

將校集會所ハ營内ニ於ケル將校團員ノ家庭ニシテ又學術ヲ講習スル所ヲ謂フ

第五百八問題 下士集會所ニ就テノ説明

下士集會所ハ聯隊ノ准士官、下士演習及勤務ノ餘暇ニ於テ會同スル所ヲ謂フ

第五百九問題 下士集會所ヲ設ケタル目的ニ就テノ説明

下士ノ品位ヲ進メ德義ヲ増シ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四十六章 報告ニ就テ

第五百十問題 報告ニ就テ常ニ注意スヘキ事項ニ就キ

テノ説明

一、報告ハ

1. 口頭ヲ以テスルト 2. 文書ヲ以テスル

ニ論ナク順序正シク要點ヲ擧ケ而テ其ノ文辭ハ簡明、確實、平易ナルヲ要スルコト

二、總テ時期ニ後ル、報告ハ其ノ價值ノ大半ヲ失フモノトス又期日アル報告ノ提出ヲ稽緩スルハ事務ノ進捗ヲ害スルノミナラス其隊務ノ不整頓ヲ表スルモノトス各主任者深ク茲ニ注意スルコト

三、1. 特ニ規定アルモノ 2. 重要ナルモノ

3. 又ハ將來參考ト爲ルヘキモノ

ハ筆記報告スルハ勿論ナリト雖モ速ニ隊狀ヲ明カニセンカ爲メ



取敢ヘス口頭ヲ以テ報告スヘシ若シ簡易ナルモノニ在リテハ覺紙ヲ用ヒ又ハ傳令ヲ用フルヲ得ルコト

**第五百十一問題** 日報ヲ作ル者ハ誰ナリヤニ就キテノ

説明

日報ハ

- 一、中隊ニ在リテハ曹長
- 二、本部ニ在リテハ書記

**第五百十二問題** 風紀衛兵報告表ハ誰カ作ルヤニ就テ

ノ説明

衛兵司令官之ヲ作ルモノトス

**第四十七章** 文書及帳簿ニ就キテ

**第五百十三問題** 軍人ノ用語ハ短カク確カニ且ツ平易

ニシテ何人ニモ解シ易キヲ要スルハ何故ナリヤ其

ノ理由ニ就キテノ説明

難解ノ言葉ヲ用ヒ無用ノ文字ヲ重ヌルハ兵卒ノ教育ニ困難ヲ與フ  
ルノミナラス戰時ノ必要ニ合セサルモノナレハナリ

**第五百十四問題** 文書記載ニ關スル書式ニ就キテノ説

明

書式ハ第一行ヲ明ケ要スレハ之ニ番號ヲ付ケ第二行ニ事件ノ要旨  
ヲ摘記シタル表題ヲ掲ケ(要スレハ本件ノ起因スル件名番號年月  
日ヲ記シ)次行ニ發翰ノ年月日署名認證、次行上方ニ宛名其ノ次  
行ヨリ本文ヲ記スルモノトス

**第五百十五問題** 文書ヲ綴込ムニ當リ必要ナル注意ニ

就テノ説明

文書ハ永久ニ亘リ効力ヲ有スルモノト一時限(一ケ年ヲ限リトス)  
モノトニ分チ其ノ種類毎ニ取り纏メ月日番號ノ順ヲ遂ヒ綴込ムモ  
ノトス



第五百十六問題 文書ハ如何ニシテ發送スルヤニ就テ

ノ説明

文書ハ通常案紙（普通野紙ヲ用フ）ニ認メ起草者認證ノ上發翰者ノ查閱認證ヲ受ケ然ル後淨書シ校合シ欄外右方發翰取扱者認證シ第一行ノ上部及封筒上ニ番號ヲ記シ送達スルモノトス但シ其事柄平易ニシテ一時限リノモノハ覺紙ヲ用フルモノヲ良トス

第五百十七問題 覺紙トハ何ソヤ及ヒ其ノ用途ニ就キ

テノ説明

覺紙ハ半紙八切（約縦四寸、横三寸）大ノモノヲ用ヒ平易ノ事柄ニシテ後證ヲ要セサル命令、通報、報告等ノ用ニ供スルモノトス

第五百十八問題 封筒上ノ記載方ニ就キテノ説明

左ノ例ニ依ルモノトス

一、普通文書（圖畫ヲ含ム以下同シ）ニ用フル封筒ハ一般ニ軍隊

官衙學校、局課、部宛トシ表面ニ例ハ東京青山第一師團司令部御中ト書シ至急書留又ハ小包等ト左側ニ記シ其ノ下ニ發翰番號ヲ記シ裏面ニ步兵第二聯隊ト書スヘシ但シ恩給、勳章、結婚ノ三件ニ關スル文書ニハ封筒表面ニ「恩」「勳」「婚」ト朱書スルコト

二、秘密ヲ要スル文書ノ封筒ノ記載方モ亦前ニ同シ唯表面左側ニ「秘」ト朱書スルヲ異ナリトス但シ雇員、判任文官及下士以上ノ進退、任免、命課、増俸、増給、叙位、叙勳等ニ關スル文書ニハ「秘人」ト朱書スルコト

三、軍事機密ニ係ル文書ハ二重封トシ其ノ上封ノ記載方第一號ニ同シク内封ニ「軍事機密」ト朱書スルコト

四、考科表、拔擢名簿、候補名簿、動員計畫ニ係ル職員表ハ二重封トシ内封ニ「考科表」「拔擢名簿」「候補名簿」「動員計畫ニ係ル職員表」ト記スヘシ但シ之ニ關スル文書ニシテ輕易ナルモノハ



第二號ニ依ルコト

五、受領者ノ自ラ開クヲ要スル文書ハ封筒上ニ職氏名ヲ書シ左側ニ「親展」ト朱書スヘシ其他ニ在リテハ親展ノ文字ヲ附記スルヲ禁スルコト

#### 第四十八章 陸軍公文書規則ニ就テ

#### 第五百十九問題 陸軍公文書規則ニ於ケル各箇條ニ就テノ説明

第一條 陸軍部内ニ於ケル公文書ノ往復ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外部隊（軍隊、官衙、學校ヲ總稱ス以下同シ）ノ長官又ハ部隊ニ於ケル主務者（參謀長、副官其ノ他之ニ準スヘキモノヲ謂フ）ノ名ヲ以テスルモノトス但シ輕易ノ事項ニ關スル文書ハ部隊名ヲ用フルコトヲ得

第二條 長官（命令系統内ニ在ル上官ヲ含ム以下同シ）ニ提出ス

ル文書ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外順次直屬長官ヲ經由スヘシ直屬長官ハ調査ノ上意見ヲ副申シ宛名長官ニ提出スヘシ但シ副申ノ要ナキモノハ本書ノ空欄ニ經由部隊、送達番號及年月日ヲ記入シ提出スルモノトス

第三條 公文書ニハ發行部隊所定ノ番號ヲ附シ尙指令回答ニ在リテハ必ス關係文書ノ發行番號ヲ記入シ取扱ヲ確實且便利ナラシムヘシ

第四條 公文書ハ簡明ヲ旨トシ成ルヘク敬語等ヲ省略シ平易ニ記述スヘシ但シ理由ヲ詳悉スル爲メ主文ノ繁多ト爲ルモノハ之ヲ別項又ハ別紙ニ記スヘシ

第五條 公文書ノ文字ハ楷書又ハ行書、假名ハ片假名ヲ用フヘシ第六條 公文書ハ通常第一行ニ番號、第二行ニ要旨ヲ摘記シタル件名（要スレハ其ノ起因スル件名、番號、年月日ヲ記シ）次行ニ發行年月日、發行者名、次行上方ニ宛名ヲ記シ其ノ次行ヨリ本文



ヲ記載スヘシ

副申ハ通常文書ノ末尾ニ、奥書ヲ爲スモノトス奥書ハ文書ノ末行ヨリ一行ヲ措キ必要ノ事項、年月日及副申者名ヲ記スヘシ

第七條 公文書ノ發行者名及宛名ハ職(官)爵氏名ヲ記シ特ニ規定アルモノヲ除クノ外發行者ノ氏名又ハ部隊名ノ下ニ職印又ハ部隊印ヲ捺シ取扱者ハ認印ヲ爲スモノトス

達、通牒等ニシテ印刷(筆榻版刷ヲ除ク)配付スルモノニ在リテハ職印及宛名ヲ省略スルヲ例トス

第八條 指令書ニハ發行者ノ職(官)爵氏名ヲ省略シ職印ノミヲ用ヒ其ノ宛名ハ通常部隊號ヲ以テス

第九條 軍隊ノ長ノ名ヲ以テ發スル文書ニ在リテハ發行者ノ認印又ハ華押ヲ前二條ノ職印ニ代フルヲ例トス此ノ場合ニ於テハ取扱者ノ認印ヲ要セス

第十條 公文書ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外總テ墨書スヘシ、

但シ一時ニ多數ノ同文書ヲ要スルトキハ印刷ニ依ルコトヲ得

第十一條 公文書ハ特ニ規定アルモノ及圖表等ヲ除クノ外定規ノ半紙野紙ヲ用フヘシ

第十二條 部隊長等ヨリ其ノ長官ニ提出スル公文書ノ件名ハ左ノ區分ニ依ル

一、上申、指令ヲ請フ事項ニ非スシテ希望又ハ意見ヲ開陳スルモノ

二、申請、事務上ニ關シ認可ヲ請フモノ

三、伺、總テ裁定ヲ請フモノ

四、報告、復命其ノ他報告スルモノ

五、願、届、自己ノ身上其ノ他ニ關シ許可又ハ認可ヲ請フモノヲ願トシ届出ヲ爲スモノヲ届トス

第十三條 長官ヨリ部下(部下ニ非サルモ命令系統内ニ在ル者ヲ含ム)ニ對シ發スル公文書ノ件名ハ左ノ區分ニ依ル



- 一、指令、申請、伺及願ニ對シ裁定ヲ與フルモノ
  - 二、達、訓令、命令事務上ニ關シ指示ヲ爲スモノ
  - 三、訓示、諭示又ハ注意ヲ爲スモノ
- 第十四條 前二條以内ノ公文書ノ件名ハ左ノ區分ニ依ル
- 一、通牒、事務上ニ關シ通知、申進、通報ヲ爲スモノ
  - 二、照會、意見又ハ回答ヲ要スルモノ
  - 三、回答、照會ニ對シ應答スルモノ
- 第十五條 公文書ノ記載例ハ附錄様式ニ依ル
- 第十六條 陸軍部外ニ對スル公文書ト雖特ニ規定アルモノヲ除クノ外本規則ヲ準用ス

第五百二十問題 上申ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號 何ノ件上申

年 月 日 職(官)爵 氏 名 國

何、々、々、何々(命課換)相成度候也

第五百二十一問題 副申ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

(本書末行)

番 號

本件何ニ付何々相成度候也

年 月 日 職(官)爵 氏 名 國

第五百二十二問題 申請ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件申請

年 月 日 職(官)爵 氏 名 國





職(官)爵 氏 名 殿

何、、、、、、何々致度候間(至急)認可相成度候也

第五百二十三問題 伺ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件伺

年 月 日

職(官)爵 氏 名 團

職(官)爵 氏 名 殿

何、、、、、、別紙何ノ通實施シ(何々候間許可シ)可然哉相伺候也

第五百二十四問題 報告ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件報告

年 月 日

職(官)爵 氏 名 團

職(官)爵 氏 名 殿

何、、、、、、何ニ付(別冊ノ通)及報告候也

第五百二十五問題 願、届ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

何ノ件願(届)

年 月 日

職(官)爵 氏 名 自印

職(官)爵 氏 名 殿

何、、、、、、何々致度候間許可相成度候也(何々致候間及届出候也)

第五百二十六問題 指令(指令文及年月日朱書)ノ様式

ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ



番 號

何ノ件

申請(伺)(願)番號

部隊號(氏 名)

申請ノ通(伺ノ通)(願ノ通)(申請「伺」「願」ノ趣左ノ通心得ヘシ「何  
ダスヘシ」「詮議シ難シ」「認可シ難シ」)

年 月 日

團

第五百二十七問題 達訓令、命令ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件達(訓令)(命令)

部隊號(、、一般)

何、、、、何ダスヘシ(貴官ハ何、、、、ニ付左ノ諸項ヲ調  
査報告スヘシ)(貴官ハ何ダスルヲ要ス)(何ハ何ニ付此旨「左ノ通」  
心得ヘシ)

年 月 日

職(官)爵 氏 名 團

(備考)

宛名ニ職「官」爵氏名ヲ記スル場合ニ在リテハ年月日發行者名ノ次  
行ニ之ヲ記スヘシ

第五百二十八問題 訓示ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件訓示

部隊號(、、一般)

何ニ付テハ、、、、何ダスル様注意ヲ望ム(何ダスルヲ要ス)

年 月 日

職(官)爵 氏 名 團

(備考)

前問題ニ同シ

第五百二十九問題 通牒ノ様式ニ就テノ説明



其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件通牒

年 月 日

職(官)爵 氏 名 圖

職(官)爵 氏 名 殿

何、、、何々スル儀ト承知相成度(何ニ依リ何々相成度)(何  
、、爲念「依命」及通牒)候也

第五百三十問題 照會ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件照會

年 月 日

職(官)爵 氏 名 圖

職(官)爵 氏 名 殿

何、、、意見承知致度(至急何分ノ回答有之度)候也

第五百三十一問題 回答ノ様式ニ就テノ説明

其ノ様式左ノ如シ

番 號

何ノ件回答

年 月 日

職(官)爵 氏 名 圖

職(官)爵 氏 名 殿

何ニ付何號照會ノ趣異存無之(夫々取計置)(左ノ通承知相成度)  
(御意見ノ通ニ)(承認致)候也

内務教育參考資料 終



大正二年三月十日印刷  
大正二年三月十七日發行



發者  
行者  
者權

印刷者

印刷所

東京市牛込區若松町百五十番地

上田賴三

東京市芝區櫻川町十七番地

山田三次郎

東京市芝區櫻川町十七番地

山田活版所

東京市牛込區若松町百五十番地(陸軍戶山學校前通り)

發行所

軍需商會

電話番町一四七一番  
發電略號(グン)  
振替貯金口座東京五四一六番

內務教育參考資料附

正價金參拾五錢



軍需商會最新案

# ● 輕便兵棋隊標

- 甲種 赤色、藍色各壹組 正價金四拾錢宛 郵税金貳錢宛
- 乙種 赤色、藍色各壹組 正價金參拾錢宛 郵税金貳錢宛

◎弊會特製ノ輕便兵棋隊標ハ攜帶ノ便利ト價額ノ低廉ヲ計リ而シテ二萬分一ノ地圖ヲ以テ行フ兵棋演習ニ應用シ得ベキ如ク製作シ甲種ハ混成旅團ノ演習ニ乙種ハ支隊ノ演習ニ供用スル目的ヲ以テ編合セリ

## 軍需商會出版概要

下士上等兵用	野 外 要 務 問 答	全二冊	金貳拾錢	郵稅貳錢
下士上等兵用	改 正 步 兵 教 練 問 答	全一冊	金拾錢	同 貳錢
下士上等兵用	步 兵 射 擊 問 答	全一冊	金拾錢	同 貳錢
下士上等兵用	測 圖 學 問 答	全一冊	金拾錢	同 貳錢
下士上等兵用	軍 隊 內 務 問 答	全一冊	金拾錢	同 貳錢
卒 兵 軍 隊 內 務 一 覽 表		全一葉	金五錢	同 貳錢
下士上等兵用	衛 生 學 問 答	全一冊	金拾錢	同 貳錢
下士上等兵用	附リ赤十字條約			
下士上等兵用	軍 制 學 問 答	全一冊	金拾錢	同 貳錢
(再版)下士上等兵用	步 兵 工 作 問 答	全一冊	金拾錢	同 貳錢
步 兵 通 信 手 簿		全一冊	金拾參錢	同 貳錢



下士教育手簿  
體操劍術教育要領  
軍刀術附乘馬軍刀術

全一冊 金貳拾錢 郵稅貳錢  
全一冊 金貳拾錢 同 四錢  
全一冊 金貳拾五錢 同 四錢

體操劍術問答  
散兵各個教練問答

全一冊 金拾錢 同 貳錢  
全一冊 金貳拾錢 同 貳錢

步兵夜間教育問答

全一冊 金貳拾錢 同 貳錢

軍隊內務の躰  
通俗軍隊學便覺

全一冊 金貳拾錢 同 四錢  
全一冊 金貳拾五錢 同 四錢

下士學科教程

全一冊 金五拾錢 同 八錢

陸軍大學校  
入學試驗  
問題集追錄

全一冊 金貳拾錢 同 貳錢  
第三集 金五錢 同 貳錢

陸軍大學校  
入學試驗  
問題集追錄

全一冊 金參拾錢 同 貳錢

陸軍大學校  
入學試驗  
學問題答解

全一冊 金參拾錢 同 貳錢

明治四十一年、二、三年度分迄  
增補訂正再版四十三年度分迄

機關銃之戰術的用法

全一冊 金四拾錢 郵稅四錢

步兵機關銃教育方案

全一冊 金參拾錢 同 四錢

機關銃及取扱法問答

全一冊 金貳拾錢 同 貳錢

步兵機關銃問答

全一冊 金拾錢 同 貳錢

露軍ニ於テ機關砲ノ使用

全一冊 金拾五錢 同 貳錢

步兵之射擊指揮

全一冊 金參拾錢 同 四錢

實際的步兵射擊學

全一冊 金五拾錢 同 六錢

戰鬥射擊計算表

全一冊 金貳拾錢 同 貳錢

新編步兵中隊之戰鬥法

全一冊 金貳拾錢 同 貳錢

步兵夜間動作ノ教育

全一冊 金拾五錢 同 貳錢

夜間戰鬥

全一冊 金貳拾五錢 同 貳錢

距離目測ノ射擊効力

附錄共 金拾貳錢 同 貳錢

步兵中隊下士教育方案

全一冊 金拾五錢 同 貳錢



青年 將校	虎	語之解	卷	全一冊	金貳拾五錢	郵稅四錢
步兵	斥候	教育問答		全一冊	金貳拾錢	同貳錢
步兵	傳令使 連絡兵	教育問答		全一冊	金貳拾錢	同貳錢
交通	學問答			全一冊	金貳拾錢	同貳錢
古兵	教育要領			全一冊	金貳拾五錢	同貳錢
野戰	築城學問答			全一冊	金貳拾五錢	同四錢
軍人	精神教育之	栞		全二冊	金參拾錢	同四錢
軍人	精神修養訓			全一冊	金貳拾五錢	同四錢
下士	精神訓戒集			全一冊	金貳拾五錢	同四錢
卒用	精神教育問答			全二冊	金貳拾錢	同貳錢
精神	教育問答			全一冊	金四拾錢	同六錢
步兵	操典	義(三版)		全一冊	金四拾錢	同六錢
同	續編(再版)			全一冊	金四拾錢	同六錢

明治四十 年改訂	野外要務私解			全四冊	金壹圓四拾錢	郵稅拾貳錢
部隊	戰鬪			全二冊	金八拾錢	同八錢
步兵	戰術講義錄			全四冊	金壹圓	同拾貳錢
住民地及森林之	戰鬪			全二冊	金八拾錢	同八錢
戰術問題解決ノ	要旨			全一冊	金拾五錢	同貳錢
斥候	長			全一冊	金參拾五錢	同四錢
戰術之	栞	一名 勝敗之友		全一冊	金貳拾五錢	同四錢
戰術彙	抄			全一冊	金貳拾五錢	同四錢
日露戰勝敗	ニ關 スル	觀察		全一冊	金五拾錢	同四錢
用兵	兵問答			全三冊	金九拾錢	同八錢
兵學	研究資料			全三冊	金七拾五錢	同八錢
統帥	例			全一冊	金參拾五錢	同四錢



戰鬪射擊之意義材料	全一冊	金貳拾錢	郵稅貳錢
戰鬪射擊之計畫實施	全一冊	金貳拾錢	同貳錢
三十八式步兵銃効力曲線表	全一冊	金參拾五錢	同四錢
三十年式步兵銃効力算定表	全一冊	金貳拾五錢	同貳錢
新舊步兵射擊教範詳解	全一冊	金四拾錢	同六錢
步兵之行軍教育	全一冊	金貳拾五錢	同四錢
精神軍隊教育	全一冊	金貳拾五錢	同四錢
創術指導法	全一冊	金參拾五錢	同六錢
前編	全一冊	金四拾五錢	同六錢
後編	全一冊	金四拾五錢	同六錢
續編	全一冊	金四拾錢	同四錢
軍隊精神教育口授資料	全一冊	金參拾錢	同四錢
體操教育實施法	全二冊	金壹圓	同拾錢
滿州ニ於テ步兵戰術ヲ論ス	全一冊	金五拾五錢	同六錢

下士上等兵用學科問答集 全二冊 金六拾五錢郵稅拾貳錢

軍學科手簿 全四冊

內譯

甲步兵操典之摘解	全一冊	金貳拾錢	同四錢
乙野外要務令之摘解	全一冊	金貳拾錢	同四錢
丙步兵射擊教範之摘解	全一冊	金貳拾錢	同四錢
丁軍隊內務書之摘解	全一冊	金貳拾錢	同四錢
野外百教科全書	全一冊	金五拾五錢	同六錢
戰術必携	全一冊	金六拾五錢	同六錢
步兵之戰鬪教練	全一冊	金八拾錢	同八錢
地形判斷之研究	全一冊	金貳拾錢	同貳錢
地形偵察之研究	全一冊	金貳拾錢	同貳錢



270

815

軍隊教育令綱領義解	內務教育參考資料	自問自答研究資料	銃手	機關馬取扱法	步兵彈藥補充法	軍隊家庭ニ於ケル幹部ノ職責	軍隊家庭ニ於ケル心理之研究	下士教育要領	基本射擊教育要領	攻擊精神	軍人精神
全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊
金參拾錢	金參拾五錢	金參拾五錢	金拾八錢	金拾八錢	金參拾五錢	金貳拾五錢	金參拾五錢	金參拾錢	金貳拾錢	金拾五錢	金貳拾五錢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四錢	四錢	四錢	貳錢	貳錢	四錢	四錢	六錢	四錢	貳錢	貳錢	郵稅四錢



終

